

地球温暖化対策推進法に基づく
「促進区域」「地域脱炭素化促進事業」の認定等に
係るガイドライン（案）
（地域の合意形成・地域の理解関連）

令和5年〇月〇日

宮城県環境生活部再生可能エネルギー室

目次

【用語の整理】本マニュアルでの略称・表記	3
【本編】	6
1 本ガイドライン策定の背景・趣旨等	6
(1) 再エネ地域共生促進税の導入の経緯等	6
(2) 非課税事項	7
(3) 促進事業等の認定の手続きに係る課題等	8
(4) 本ガイドラインの趣旨等	8
2 本ガイドラインの役割等	9
(1) 法的位置づけ等	9
(2) 役割	10
3 地域の合意形成等に係る基本的な考え方	13
(1) 関係者間の信頼関係のもとに議論を進めること	13
(2) 感情的な対立を避け、可能なかぎり客観的なデータ等に基づいて議論すること	13
(3) それぞれの地域の考え方を尊重すること	14
(4) 前提条件を踏まえて議論すること	14
4 地域の合意形成等・事業認定等の進め方	17
(1) 協議会の設置について	20
(2) 合意形成等・促進事業等の認定に係る手続きの進め方	21
5 協議会の設置の手順・運営方法等	28
(1) 基本	28
(2) 協議会の構成員の選出	29
(3) 運営方法等	31
6 「広域的ゾーニング型」で促進区域を設定する場合の手順等	35
(1) 候補地の選定等	35
(2) 関係者等へのヒアリングと地域の脱炭素化の取組の方針案等の作成	35
(3) 地方公共団体実行計画協議会での協議等	36
7 環境影響評価等と促進事業等の認定との関係について	37
(1) 環境影響評価手続きにおける配慮書の省略について	37
(2) 配慮書作成手続き等と促進事業等の認定手続きとの一元化等	37
(3) 環境影響評価制度の対象事業に関する協議会での協議方法について	38
(4) 事業者の事業の見通しを立てる上での配慮	40
【様式・参考資料編】	1
様式第1	2
様式第2	3
別紙 地域脱炭素化促進事業等計画書兼認定判断シート	4
(別表) 環境保全に係る基準への適合状況確認表	10
別紙 地域脱炭素化促進事業等計画書兼認定判断シート（事業者記入例）	15

様式第 3	21
様式第 4	22
別記様式第 1（地球温暖化対策の推進に関する法律第 22 条の 2 関係）	23
様式第 5	24
様式第 6	25
様式第 7	26
市町村担当部署一覧.....	27
協議会構成員（有識者）候補者名簿	28
協議会規約例.....	29

【用語の整理】本マニュアルでの略称・表記

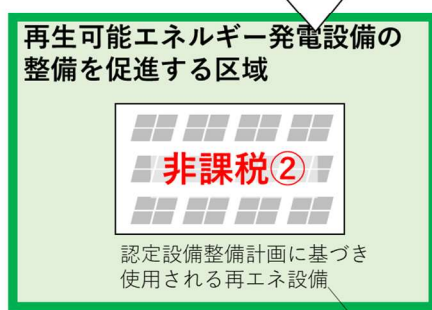
	本マニュアルでの 略称・表記	正式な又は正確を期すための名称・定義・解説等
全般	再エネ	再生可能エネルギー
温対法関連	温対法	地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号） ※地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和3年法律第54号）による改正後の地球温暖化対策の推進に関する法律も含む。
	環境省マニュアル	地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（地域脱炭素化促進事業編）（令和5年3月環境省大臣官房 環境計画課）
	地方公共団体実行計画（区域施策編）	温対法第19条第2項で地方公共団体が策定・実施するよう定められた、温室効果ガスの排出の量の削減等のためにその区域の自然的社会的条件に応じた再エネの導入・省エネの促進、公共交通機関の利用者の利便の増進、緑化推進、廃棄物等の発生抑制等循環型社会の形成等に関する施策の目標を定める総合的な計画。 市町村は、後述する促進区域や、地域脱炭素化促進施設の整備と併せて実施すべき取組に関する事項等について、この計画の中に位置づけて定めるよう努めることとされている。（温対法第21条第5項）
	地方公共団体実行計画協議会	温対法第22条に定められた、地方公共団体実行計画の策定及び実施に関し必要な協議を行うための協議会。
	促進区域	温対法第21条第5項に規定され、市町村が定めるよう努めるものとされている「地域脱炭素化促進事業の対象となる区域」
	広域的ゾーニング型	環境情報等の重ね合わせを行い、関係者・関係機関による配慮・調整の下で、広域的な観点から、再生可能エネルギーの導入を促進し得るエリア（促進区域）と環境保全を優先するエリア等を設定する方法。（環境省マニュアル2-1-3.表2-6①）
	事業提案型	事業者、住民等による提案を受けることなどにより、個々のプロジェクトの予定地を促進区域として設定する方法。（環境省マニュアル2-1-3.表2-6④）
	地域脱炭素化促進事業	地域の脱炭素化のために、自然的・社会的条件に適した再エネを利用した施設の整備や、地域の環境の保全のための取組並びに地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組等を併せて行う事業。（温対法第2条第6号） 事業者が上記の事業計画を策定し、温対法第22条の2に基づき、地方公共団体（市町村）に申請を行い、地方公共団体実行計画（区域施策編）に適合するものとして市町村長の認定を受けた場合は、「認定地域脱炭素化促進事業」として、当該事業により使用される設備は、再生可能エネルギー地域共生促進税条例第3条第4号に基づき、同税が非課税となります。
	ワンストップ化の特例	地域脱炭素化促進事業計画の認定を事業者が市町村に申請した際、当該事業計画に記載された施設整備等の行為が地球温暖化対策推進法第22条の2第4項各号に掲げる許可等の手続きを求める行為である場合、市町村が当該事業計画を許可権者等に協議し、同意を得た上で、認定を行うこととしています。認定された

		事業計画に従って事業者が行うこれらの行為については、当該許可等があったものとみなされ、許可権者に許可を得る等の行為が不要になります。このことを本ガイドラインではワンストップ化の特例と表記します。
	許可権者等	地域脱炭素化促進事業計画の認定を事業者が市町村に申請した際、当該事業計画に記載された施設整備等の行為が温対法第22条の2第4項各号に掲げる許可等の手続きを求める行為である場合、市町村が当該事業計画を許可権者等に協議し、同意を得た上で、認定を行うこととしています。これらの行為に関する許可等の手続きを行う者について、本ガイドラインでは許可権者等と表記します。
農山漁村再エネ法 関連	農山漁村再エネ法	農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成25年法律第81号）
	農山漁村再エネ法による認定設備整備計画	農山漁村再エネ法第7条第3項の規定により市町村が認定した設備整備計画。当該計画に基づき使用されるものとして整備される設備は、再生可能エネルギー地域共生促進税条例第3条第4号に基づき、同税が非課税となります。
その他	再エネ地域共生促進税条例	再生可能エネルギー地域共生促進税条例（令和5年宮城県条例第●●号）
	準ずる事業	①地域脱炭素化促進事業及び②農山漁村再エネ法に基づく認定設備整備計画に基づく事業に準ずる事業として市町村長が認め、知事が認定した事業。 当該事業により使用される設備は、再生可能エネルギー地域共生促進税条例第3条第1項第6号に基づき、同税が非課税となります。 なお、①～③の事業の整理については、次のページの図1を参照すること。
	促進事業等	①地域脱炭素化促進事業、②農山漁村再エネ法に基づく認定設備整備計画に基づき使用される設備の整備を行う事業、③①・②に準ずる事業、を合わせて、本ガイドラインでは「促進事業等」と表記します。
	地域協議会	市町村もしくは事業者が促進事業等の認定の適否等に関し必要な協議を行うための協議会（温対法に基づく地方公共団体実行計画協議会ではないもの）。
	協議会	本ガイドラインでは、地方公共団体実行計画協議会（温対法に基づくもの）と地域協議会（温対法に基づかないもの）のどちらも含みます。

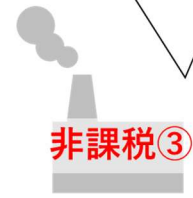
(図1) 地域脱炭素化促進事業、農山漁村再エネ法による認定設備整備計画、準ずる事業の整理

- 温対法に基づくもの
- 「促進区域」は、市町村が策定する**地方公共団体実行計画（区域施策編）**内に位置づける
- 認定地域脱炭素化促進事業には「地域の環境保全のための取組」や、「地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組」が求められる
- 地域脱炭素化促進事業の認定は市町村が行う

- 農山漁村再エネ法に基づくもの
- 「再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域」は、同法に基づき市町村が策定する**基本計画**内に位置づける
- 認定設備整備計画には「農林漁業の健全な発展に資する取組」や「自然環境の保全との調和」等の配慮すべき事項の遵守が求められる
- 設備整備計画の認定は市町村が行う



- **再エネ地域共生促進税条例**に基づくもの
- **促進区域のような区域は設定しない**
- 認定を受けた事業（準ずる事業）には、温対法・農山漁村再エネ法に基づく認定事業と同様に地域経済や社会の持続的発展に資する取組等の実施が求められる
- 準ずる事業としての認定は、**市町村が認めたとうえで、知事が認定する**



「準ずる事業」に基づき使用される再エネ設備

準ずる事業 = (認定) 地域脱炭素化促進事業及び
(認定) 設備整備計画に
準ずるものとして市町村の認定を得た事業

【本編】

1 本ガイドライン策定の背景・趣旨等

(要旨)

(1) 再エネ地域共生促進税の導入の経緯等

宮城県は、森林を開発して再エネ施設を設置する事業者に課税し、経済的な負担が重くなる状況をつくり出すことで、再エネ発電事業の地域との共生を目指す、新たな税制度（再生可能エネルギー地域共生促進税（以下、「再エネ地域共生促進税」という。))を導入しました。

(2) 非課税事項

新たな税、再エネ地域共生促進税では、温対法に基づく地域脱炭素化促進事業として市町村が認定した事業や、それに準ずると認められる事業等により使用される再エネ発電設備については、非課税とすることとしています。

(3) 促進事業等の認定の手続きに係る課題等

促進事業等の認定等に際しては「地域の合意形成・地域の理解」が課題となります。

(4) ガイドラインの趣旨等

本ガイドラインは、促進事業等の認定等に関して、地域の合意形成等を図る際の手続き等に関する市町村、事業者双方にとっての「よりどころ」とすることを旨として策定したものです。

(1) 再エネ地域共生促進税の導入の経緯等

- ◆ 国では、2050年カーボンニュートラル（令和2年10月表明）、2030年度の温室効果ガス46%削減（令和3年4月表明）の実現を目指し、再エネについては、主力電源化を徹底し、地域との共生を図りながら最大限導入を促すこととしています。
- ◆ また、本県においても「再生可能エネルギー・省エネルギー計画」の見直しを行い、再エネ導入目標を引き上げ、令和5年3月に、新たに「みやぎゼロカーボンチャレンジ2050戦略」として改定し、その普及促進を図ることとしています。
- ◆ 一方、再エネに関する事業計画を巡っては、特に森林に設置される場合、土砂災害や景観、環境への影響等を懸念する県民の声は大きく、反対の要望も多いことから、地域との共生を図りつつ、再エネの最大限導入と環境保全の両立を目指す新たな対策が求められています。
- ◆ 県としては、令和元年9月から、再エネ施設の望ましい設置のあり方について、検討を開始し、令和2年4月には、太陽光発電施設の設置等に関するガイドラインの策定、令和4年7月には、「太陽光発電施設の設置等に関する条例」の制定と、「環境影響評価条例」の一部改正を行うなど、様々な対策を講じてきました。
- ◆ また、令和4年6月からは、こうした取組や他県の事例などを分析しながら、残された課題に対応する、より効果的な手法がないか、規制強化の可能性や新たな対策について、庁内で検討を進めました。
- ◆ その結果、規制を強化したとしても、許可基準を満たせば、事業の実施が可能であることなどから、地方自治体による規制のみでは対応が困難であるため、規制強化等と合わせて、森林を開発して再エネ施設を設置する事業者に課税し、経済的な負担が重くなる状況をつくり出すことで、再エネ発電事業の地域との共生を目指す、新たな税制度（再エネ地域共生促進税）を導入しました。

(2) 非課税事項

- ◆ 一方、令和3年には、温対法が改正され、市町村が、再エネ施設の設置を促進する「促進区域」を設定することが努力義務とされました。
- ◆ 再エネ地域共生促進税は、再エネ発電設備の設置に係る森林の開発面積が0.5haを超える場合に課税対象とすることとしておりますが、温対法の趣旨に沿うよう、森林に設置される場合であっても、その場所が「促進区域」であり、当該事業が地域脱炭素化促進事業として認定されるものは非課税とすることとしました。
- ◆ また、農山漁村再エネ法に基づく「再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域」(以下、促進区域と合わせて「促進区域等」とする。)の中で、市町村の認定を受けた設備整備計画に基づき行われる事業も、温対法に基づく地域脱炭素化促進事業と同様の性格を有しているものと言えることから、これも上記と同様に非課税とすることとしました。
- ◆ しかしながら、促進区域等の設定は、温対法に基づく「地方公共団体実行計画」や、農山漁村再エネ法に基づく基本計画のもとで定められるものですので、促進区域等のみを設定することはできません。また、市町村が「地方公共団体実行計画」を定めるまでに長期間を要することや、そもそも定めることが何らかの事情で困難である場合等も想定されます。
- ◆ そのような場合であっても、前述の地域脱炭素化促進事業などと同様と市町村長が認め、知事が認定する際は、これらに準ずる事業により使用される再エネ発電設備として、同じく非課税として取り扱うことが適切であると考えられます。
- ◆ よって、再エネ地域共生促進税条例では、①「地域脱炭素化促進事業」、②「農山漁村再エネ法に基づく認定を受けた設備整備計画に基づき行われる事業」、及び③「①・②に準ずるものとして市町村が認め、知事が認定した事業」に基づき使用される再エネ発電設備について、非課税と決めました。
- ◆ なお、このガイドラインでは、非課税措置を受ける①～③の「～～～事業により使用される再エネ発電設備」のことを、単に「～～～事業」と表記しています。

再生可能エネルギー地域共生促進税条例 抜粋

第3条 再生可能エネルギー地域共生促進税は、再生可能エネルギー発電設備（県の区域内にその全部又は一部が所在するものに限る。）に対し、その所有者に課する。ただし、次の各号に掲げる再生可能エネルギー発電設備は、この限りでない。

一 国又は地方公共団体が所有する再生可能エネルギー発電設備

二 国、地方公共団体又は土地開発公社（公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）第10条第1項に規定する土地開発公社をいう。）により開発行為が行われた区域に設置された再生可能エネルギー発電設備

三 太陽光を再生可能エネルギー源とする再生可能エネルギー発電設備（以下「太陽光発電設備」という。）であって、家屋（住家、店舗、工場（発電所及び変電所を含む。）、倉庫その他の建物をいう。以下同じ。）の屋根その他の当該家屋を構成する部分にその全部（パワーコンディショナを除く。）が設置されたもの

四 再生可能エネルギー発電設備及び附属設備の全部が地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第22条の3第3項第1号に規定する認定地域脱炭素化促進事業計画に基づき使用される場合における当該再生可能エネルギー発電設備

五 再生可能エネルギー発電設備及び附属設備の全部が農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成25年法律第81号）第8条第3

項に規定する認定設備整備計画に基づき使用される場合における当該再生可能エネルギー発電設備

六 前2号に掲げるもののほか、これらの号に準ずるものとして市町村長が認め、知事が認定した事業計画に基づき使用される再生可能エネルギー発電設備

(3) 促進事業等の認定の手続きに係る課題等

- ◆ 再エネ地域共生促進税が非課税となる地域脱炭素化促進事業の認定の手続き等については、環境省マニュアルにおいて詳細に定められています。
- ◆ 従って、地域脱炭素化促進事業の認定等にあたっては、環境省マニュアルに従い、必要な手続きを行うことが適切です。
- ◆ しかし、環境省マニュアルは、ケースに応じて、市町村が柔軟にその手続き等を選択できるような規定となっており、市町村がどのような手続き等を選択すべきかを悩む場合も考えられます。
- ◆ また、市町村からは再エネ施設の設置にあたっては、「地域の合意形成・地域の理解」（以下、「地域の合意形成等」という。）が難しいため促進区域等を設定することが困難であるとの意見もあり、事業者からも同様の懸念を示されています。
- ◆ 併せて、地域脱炭素化促進事業と同じく非課税となる「準ずる事業」としての認定については、再エネ地域共生促進税条例で独自に定めた認定制度であり、認定までの手続き等を示した資料がありません。

(4) 本ガイドラインの趣旨等

- ◆ 前述のとおり、再エネ施設を設置する際には、地域の合意形成等において、困難を伴う場合も多く、それにより促進区域の設定等が進まず、結果として、地域と共生した再エネの普及促進が困難になることが懸念されます。
- ◆ そこで、県として、本ガイドラインにより、地域の合意形成等を図る際の手続き等に関する市町村の「よりどころ」となる規定を示すことにより、促進区域の設定や促進事業等の認定、再エネの導入の円滑化を図ろうとするものです。
- ◆ また、本ガイドラインを県内に再エネ施設の設置を計画する事業者に対しても示すことで、地域の合意形成等を図る際の手続き等に関する事業者にとっての「よりどころ」にもなり得るものと考えられます。

2 本ガイドラインの役割等

(要旨)

(1) 法的位置づけ等

本ガイドラインは、

- ① 温対法に基づく促進区域の設定及び地域脱炭素化促進事業の認定に関しては、県の市町村に対する「技術的助言」
- ② 農山漁村再エネ法に基づく設備整備計画の認定等に関しては、「参考資料」
- ③ 上記に準ずるものとして非課税となる「準ずる事業」の計画の認定に関しては、県の定める「要領」

として位置付けられます。

(2) 役割

本ガイドラインは、

- ① 地域の合意形成等に係る手続き等の規定としての役割
 - ② 環境省マニュアルの補足資料としての役割
 - ③ 新税の減免に関する手続きの解説としての役割
 - ④ 事業者が「踏まえるべき手続きのよりどころ」としての役割
- の役割を担います。

(1) 法的位置づけ等

① 温対法に基づく促進区域の設定、地域脱炭素化促進事業の認定との関係

- ・ 温対法に基づく促進区域の設定、地域脱炭素化促進事業の認定に関しては、当該事務が市町村の自治事務にあたることから、本ガイドラインの法的な位置づけは、地方自治法第245条の4に基づく、県の市町村に対する「技術的助言」となります。
- ・ なお、本ガイドラインで想定している促進区域の設定に係る「分類」は環境省マニュアル3-4-5、表3-8「促進区域の設定(分類)」中の、「4)事業提案型」を主に想定しているため、地方公共団体実行計画に定める促進区域の設定と、地域脱炭素化促進事業の認定に係る協議会での協議等の手続きがほぼ同時に行われることを前提としています。

② 農山漁村再エネ法との関係

- ・ 農山漁村再エネ法に基づく設備整備計画の認定に関しては、同法が「農山漁村に豊富に存在する資源を、農林漁業との調和を図りながら再生可能エネルギー発電に活用し、売電収入の地域への還元、農業・農村の所得向上等を通じ、地域の活力向上や持続的発展に結び付けていくための枠組み」であること(農山漁村再生可能エネルギー法に基づく基本計画の作成等の手引き(平成28年5月農林水産省食料産業局再生可能エネルギーグループ))等を踏まえると、その地域の合意形成等のあり方等についても、地域脱炭素化促進事業の認定とは異なる、同法の趣旨を十分に踏まえた手法によるべきことが適当と考えられます。
- ・ よって、農山漁村再エネ法に基づく設備整備計画の認定に関しては、地域の合意形成等を図る上での参考資料として、本ガイドラインを位置づけます。

③ 「準ずる事業」の認定との関係

- ・ 前述のとおり、再エネ地域共生促進税では、地域脱炭素化促進事業や農山漁村再エネ法に基づく設備整備計画の認定を受けた事業に準ずるものとして市町村長が認め、知事が認定した事業は同じく非課税として取り扱うこととしています。
- ・ 本ガイドラインは地域脱炭素化促進事業等に準ずる事業の認定に関する県の要領にあたるものとなります。

(2) 役割

① 地域の合意形成等に係る手続き等の規定としての役割

- ・ 促進事業等の認定において、最も大きな課題となるのが地域の合意形成等です。逆に言えば、地域の合意形成等が円滑に進めば、再エネ施設の設置をスムーズに進めることができる可能性が高まるものと考えられます。
- ・ 促進区域の設定等に際しては、地域の合意形成等の他にも、再エネ種ごとのポテンシャルや、社会的配慮の観点から考慮すべき事項に係る情報の把握等が必要となりますが、それらについては、前述の環境省マニュアルによるものとして、本ガイドラインでは規定していません。
- ・ 一方、地域の合意形成等の手続き等については、様々な方法・手順等があることが想定されますが、どのような方法・手順等を選択するかが、事業の成否にも大きく影響を与える可能性があります。
- ・ そこで、本ガイドラインにより、環境省マニュアルよりも詳しく、地域の合意形成等に係る、標準的な手続き等について示すことにより、関係者が共通認識のもと、納得感を持って話し合いを進めること等によって、円滑な促進事業等の認定をはかるものです。
- ・ なお、促進事業等の認定に際しては、地域の合意形成等の手続きが最も重要なポイントとなるものですが、その他に「地域の脱炭素化のための取組」や「地域の環境保全のための取組」を実施することなどの認定要件があり、それらの要件も地域の合意形成等と密接不可分であることから、4 地域の合意形成等・事業認定等の進め方や5 協議会の設置の手順・運営方法等には、地域の合意形成等に係る手続きだけではなく、促進事業等の認定手続き等全般についても規定しています。

② 環境省マニュアルの補足資料としての役割

- ・ 前述のとおり、促進区域の設定や地域脱炭素化促進事業の認定等については、環境省マニュアルに定められており、一方、環境省マニュアルは、前述のとおり、ケースに応じて、市町村が柔軟にその手続き等を選択できるような規定となっています。
- ・ よって、本ガイドラインは、温対法に定める地域脱炭素化促進事業の認定に関して、環境省マニュアルの中の地域の合意形成等の手続き及び地域脱炭素化促進事業の認定手続き等について、より詳細・具体的に定めた「補足資料」としても位置付けます。
- ・ なお、本ガイドラインは、「事業提案型」を主に想定して記述していますが、環境省マニュアル3-4-1.にもあるとおり、「促進区域の設定は全ての市町村において努力義務」であり、また「事業者による個別の事業計画の検討に先立ち、市町村が可能な限り早期の段階において環境の保全の見地からの検討を加えて、事業を実施する区域の位置を適切に誘導できるよう促進区域等の設定を行うことが望まれ」るともあること等から、市町村は、事業者から提案があった場合に限らず、積極的に促進区域の設定等に対応する必要があります。
- ・ 更に、温対法第22条の2には以下の規定があります。

第22条の2 **地域脱炭素化促進事業を行おうとする者は、単独で又は共同して、地方公共団体実行計画協議会が組織されているときは当該地方公共団体実行計画協議会における協議を経て、環境省令・農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令で定めるところにより、当該地域脱炭素化促進事業の実施に関する計画（以下「地域脱炭素化促進事業計画」という。）を作成し、地方公共団体実行計画（第21条第5項各号に掲げる事項が定められたものに限る。以下この条において同じ。）を策定した市町村（以下「計画策定市町村」という。）の認定を申請することができる。**

- ・ 温対法第21条第5項各号とは、

5 市町村は、地方公共団体実行計画において第三項各号に掲げる事項を定める場合においては、地域脱炭素化促進事業の促進に関する次に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。

- 一 地域脱炭素化促進事業の目標
- 二 地域脱炭素化促進事業の対象となる区域（以下「促進区域」という。）
- 三 促進区域において整備する地域脱炭素化促進施設の種類及び規模
- 四 地域脱炭素化促進施設の整備と一体的に行う地域の脱炭素化のための取組に関する事項
- 五 地域脱炭素化促進施設の整備と併せて実施すべき次に掲げる取組に関する事項
 - イ 地域の環境の保全のための取組
 - ロ 地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組

であることから、促進区域や、施設の整備と併せて実施すべき取組を地方公共団体実行計画に定めている市町村に対してでなければ、事業者は地域脱炭素化促進事業の実施に係る計画の認定申請をできないこととなります。

- ・ よって、「事業提案型」により、促進区域の設定または地域脱炭素化促進事業の認定を行おうとする市町村は、地域脱炭素化促進事業の認定に先んじて、地方公共団体実行計画の策定もしくは改定の手続きを行う必要があることに留意が必要です。（実務上は、上記の手続きは同時並行的に進められることになるものと考えられます。詳しくは、4 [地域の合意形成等・事業認定等の進め方](#)の解説で説明します）

③ 新税の減免に関する手続きの解説としての役割

- ・ 再エネ地域共生促進税においては、温対法に基づく地域脱炭素化促進事業、農山漁村再エネ法に基づく設備整備計画に基づく事業の他、これらに準ずるものとして市町村長が認め、知事が認定した事業計画に基づき使用される再エネ発電設備についても非課税としており（再エネ地域共生促進税条例第3条第1項第6号）、本ガイドラインでは、その認定方法等を規定します。
- ・ なお、「準ずる事業」の認定に向けて地域協議会を立ち上げる際に、当該協議会を温対法第22条第1項に基づく地方公共団体実行計画協議会であると位置づけることも可能であると考えられますが、その場合、当該協議会を設置した市町村は、温対法に下記のとおり定められていることを踏まえ、地方公共団体実行計画の策定も見据えた検討を行うことが適当です。

第22条 **地方公共団体実行計画を策定しようとする都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地方公共団体実行計画の策定及び実施に関し必要な協議を行うための協議会（以下「地方公共団体実行計画協議会」という。）を組織することができる。**

④ 事業者が「踏まえるべき手続きのよりどころ」としての役割

- ・ 地域との合意形成を図るためには、事業者が、地域の信頼を得られるように、説明の方法や手順、内容等について、慎重に検討しながら、地域とのコミュニケーションを進めなければなり

ません。

- ・ 如何に市町村や関係機関が努力したとしても、事業者が地域の信頼を得られなければ、地域の合意形成等を図ることは極めて困難であると言えます。
- ・ よって、事業者が、市町村や地域に対し、地域と共生した再エネ事業の構築に向けたアプローチやコミュニケーションを図る際や、後述の協議会への対応を行う際等の、「基本的に踏まえるべき手続き規定」としても本ガイドラインを位置付け、地域の合意形成等の推進を図ります。

イメージ（関連規定と今ガイドラインとの関係）

地方公共団体実行計画(区域施策編)策定・実施マニュアル(地域脱炭素化促進事業編)

- 1 制度趣旨・概要
- 2 都道府県における地方公共団体実行計画(都道府県基準等)
- 3 市町村における地方公共団体実行計画(地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項等)
- 4 地方公共団体実行計画の策定に係る地方公共団体実行計画
- 5 認定地域脱炭素化促進事業計画に関する特例への対応
- 6 地域脱炭素化促進事業計画の合意形成に係る地方公共団体実行計画協議会
- 7 地域脱炭素化促進事業計画の認定
- 8 地域脱炭素化促進事業計画の変更・認定取消し
- 9 認定事業に対する特例
- 10 農山漁村再エネ法の特例

主にこれらの規定の「補足資料」としての位置づけ

農山漁村再生可能エネルギー法に基づく基本計画の作成等の手引き

- I はじめに
- II 基本計画について
 - 1 基本計画作成の契機
 - 2 協議会を活用するメリット
 - 3 協議会の構成員と求められる役割
 - 4 協議会で協議するポイント
 - 5 協議会運営の留意点
 - 6 協議会運営のフロー図
 - 7 基本計画の作成・公表
- III 基本計画の実施について
 - 1 基本計画の実施に当たっての役割
 - 2 設備整備計画の作成と認定
 - 3 市町村による指導・助言
 - 4 認定設備整備計画の認定の取り消し
 - 5 基本計画の見直し・変更
 - 6 基本計画の様々な活用方法

主にこれらの規定の「参考資料」としての位置づけ

本ガイドラインが主に規定する部分

3 地域の合意形成等に係る基本的な考え方

(要旨)

地域の合意形成等や、促進事業等の認定の可否に向けて協議する際、踏まえるべき基本的な考え方について以下のように規定します。

(1) 関係者間の信頼関係のもとに議論を進めること

(2) 感情的な対立を避け、可能な限り客観的なデータ等に基づいて議論すること

(3) それぞれの地域の考え方を尊重すること

(4) 前提条件を踏まえ議論すること

- ① 再エネを最大限導入することは必要であること
- ② 再エネの導入には、「地域との共生」が必要であること
- ③ 促進事業等は、地域に貢献すべきものであること
- ④ 促進事業等は、「まちづくりの一環」として取り込まれるべきものであること
- ⑤ 財産権などの権利を尊重すること
- ⑥ 協議会で協議されるのは、設置の可否ではなく促進事業等と認定できるか否かであること

(1) 関係者間の信頼関係のもとに議論を進めること

- ◆ 大規模な再エネ施設は、設置される地域に与える影響が大きいため、住民等が生活環境や災害の発生等を懸念し、時にそれが反対運動に発展する場合があります。
- ◆ 反対運動などが起こることは、地域と事業者の双方にとって、精神的な面も含め、大きな負担となり、場合によっては、これまで地域の住民が長年かけて積み上げてきた地域コミュニティーに重大な影響を与えることもあることから、可能な限りそのような事態は避けなければなりません。
- ◆ 一方、再エネ施設に限らず、大規模な事業の計画などについては、賛成・反対で関係者の意見が分かれることはむしろ自然なことであり、意見の一致には至らなかったとしても、それをもって、意見の異なる相手方を「信頼できない」と考えることは避けるべきです。
- ◆ 合意を得られるか否かに関わらず、事業者、住民、あるいはその他の関係者も含めて、相手方の立場を尊重し、お互いに信頼を得られるよう最大限配慮しながら、説明や話し合い等を進める必要があります。

(2) 感情的な対立を避け、可能なかぎり客観的なデータ等に基づいて議論すること

- ◆ 上記(1)の考え方にも通じるものですが、再エネ施設の事業計画を巡る地域住民との話し合いの場面等においては、感情的な対立に発展する場合もあり、そのような状況は、話し合いを生産的に進める上では、当然ながら好ましくありません。
- ◆ 個人としての「好み」や「主義・主張」、「思い込み」、「先入観」、「偏見」など、主観的な考え方は、感情的な対立を生む原因となり得ることから、議論を進める上では極力避ける必要があります。
- ◆ 再エネ施設の事業計画について、地域の合意を得る上で論点となるのは、騒音、反射光などによる環境への影響や、災害の発生リスクへの影響、健康への影響などが主なものと考えられますが、それらは、相当程度客観的なデータで示すことが可能であると言えます。
- ◆ 一方、景観等については、人それぞれ感じ方が異なり（例えば、風車が見えることが景観を害すると思う人もいれば、観光資源になると考える人もいます）、客観的なデータで示すことが困

難なものもありますが、全国の事例などに知見を有する有識者の意見等を参考にすることは可能です。

- ◆ また、環境への影響や災害の発生リスクなどについては、データで示されたとしても、専門性が高く、住民には理解が難しい場合もあると考えられます。
- ◆ そのような場合は、後述する協議会の場に、環境や土砂災害、景観の専門家などをメンバーとして招くなどにより、専門家の助言等を得ながら、地域としての意思を確認していくことが適切であると考えられます。
- ◆ なお、再エネ施設の設置による影響等については、国が、技術的な知見や考え方を取りまとめたガイドラインや指針等を作成していますので、それらの資料を前提に、議論を行うことが適切と考えられます。

(3) それぞれの地域の考え方を尊重すること

- ◆ 再エネ地域共生促進税は、森林を開発して再エネ施設を設置する事業者（所有者）に課税することとしています。
- ◆ しかし、「森林」といっても、その状況はさまざまであり、自然公園などに指定されていなくても、その地域が昔から大切にしてきたもの、地域の文化やコミュニティーのよりどころとなっているものなど、その地域固有の価値を有する場合もあると考えます。
- ◆ 一方、森林でも、再エネ施設を導入して、地域の活性化を図る必要がある、と住民や関係団体の方々が考える場合も、もちろん想定されます。
- ◆ 再エネ地域共生促進税は、多面的な機能を有する森林を保全することを一つの目的とはしていますが、森林に設置する場合であっても、非課税事項を設けることなどにより、前述のように「それぞれの地域の考え方」を尊重できるよう配慮したものです。

(4) 前提条件を踏まえて議論すること

- ◆ 「そもそも再エネ施設は作る必要がない」など、話し合いを行う上での前提となる根本的な考え方を否定しては、地域の合意形成等に向けた議論は進みません。
- ◆ 後述の協議会に参加する事業者・住民及び関係者が、下記の事項について、認識を共有したうえで議論を進めることが望まれます。

① 再エネを最大限導入することは必要であること

- ・ 世界的な異常気象の原因となっている地球温暖化のこれ以上の進展を防止するためには、各国が再エネの導入、省エネルギーの推進等により、「脱炭素」に取り組む必要があり、我が国としても、パリ協定に基づき2050年カーボンニュートラルを実現（二酸化炭素の排出量と吸収量をバランスさせて、実質的な排出量を0とすること）という目標を達成すべく、政府も自治体も事業者も住民も、あらゆる努力を行うべきです。
- ・ 中でも再エネは、化石燃料等の資源が乏しい我が国において、エネルギーの安全保障の面からも最大限の導入が求められます。
- ・ 「ここではなく別の場所に作ればいい」という立場をすべての地域が取れば、再エネの導入は進展しなくなりますので、「Not In My Back-Yard」（必要なのはわかるけど自分の裏庭＝自分の住んでいる付近ではやらせない）との考えは避けるべきです。
- ・ 市町村、地域住民等は「どのような条件を満たせば、事業者の提案が受け入れられるのか」との視点で議論を進めることが必要であり、「門前払い」をするようなことは、適切ではありません。

② 再エネの導入には、「地域との共生」が必要であること

- ・ 国の「エネルギー基本計画」では、「更なる導入拡大に当たっては、適正な事業者による地域と共生した事業実施を図り、地域における前向きな合意形成を促した形で、適地の確保を進めることが重要である。」「再エネが長期にわたり安定的に発電する電源として、地域や社会に受け入れられるよう、地域の理解の促進や適正な事業規律の確保、安全面の不安の払拭に努めていく。」等と述べられており、再エネ施設を設置する際には、「地域との共生」が必要との考えが示されています。
- ・ 県でも、令和5年3月に策定した「みやぎゼロカーボンチャレンジ2050戦略」において「地域と共生した再エネの導入を促進するための取組」を重点対策として掲げています。
- ・ 事業者は、「地域との共生」を図ることのできない再エネ施設は導入できないものと考えて、地域住民等へ真摯に向き合う必要があります。
- ・ 一方、地域の側としては、事業者の主張に耳を傾け、話し合いの中で「地域との共生」を図る道を探る姿勢が求められます。

③ 促進事業等は、地域に貢献すべきものであること

- ・ 地域脱炭素化促進事業の実施にあたっては、施設整備と合わせ「地域の脱炭素化のための取組」や「地域環境保全のための取組」及び「地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組」を行うことが求められます。また、農山漁村再エネ法に基づく「認定設備整備計画」により整備される発電設備の整備者は「農林水産業の健全な発展に資する取組の実施」が求められます。
- ・ 更に、「準ずる事業」についても、これらに準じ、地域に貢献する取組みが求められますので、「地域貢献」は、促進事業等として認定されるための重要な要件の一つであり、地域の合意形成等ができるか否かのカギを握る事項でもあったと考えられます。
- ・ 事業者は、再エネ施設の導入が、いかに地域に貢献できるものであるかについて、具体性をもって説明し、関係者の理解を得る努力が求められます。

④ 促進事業等は「まちづくりの一環」として取り組まれるべきものであること

- ・ 再エネ施設の導入が検討される地域は、例えば人口減少等の地域課題を抱えている場合も多いものと考えられます。
- ・ 再エネの導入は、その地域の社会的課題を悪化させるものであってはならず、長期的に望ましい地域の絵姿の実現に資するものとなるよう、進められることが求められます。
- ・ すなわち、市町村、地域住民、事業者のいずれもが、再エネ施設の導入を「社会的課題の解決策」であり、「まちづくりの一環」としてとらえ、建設的な話し合いを行うことが望ましいと言えます。

⑤ 財産権などの権利を尊重すること

- ・ 憲法第29条第1項には「財産権は、これを侵してはならない。」と定められており、また、同条第2項には「財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。」と定められています。
- ・ 再エネ施設の設置予定地が、私有財産である場合、その利用が制限されるのは、「公共の福祉に適合しない場合」となり、制限する場合には法律や条例で定められることとなります。
- ・ 事業者や土地所有者が、「財産権」や「営業の自由」等の権利を主張して話し合いに臨むこと

は、合意形成を図るうえでは好ましくなく、避けるべきですが、協議に参加するすべての関係者は、お互いの権利を尊重する態度で、話し合いに臨む必要があります。

- ・ 一方、協議会で協議する内容は、「再エネ施設の設置を認めるかどうか」ではなく、あくまで「促進事業等と認定できるか否か」であるため、たとえ「認定できない」との結果となったとしても、財産権等が侵害されることにはならないことに留意が必要です。

⑥ 協議会で協議されるのは、設置の可否ではなく促進事業等と認定できるか否かであること

- ・ 前述のとおり、事業者や土地の所有者の財産権などを考えると、当然、関係法令等が遵守されることが前提ではありますが、地域の合意形成等が図られなかったとしても、法令上は、それをもって事業が実施できなくなるわけではありません。
- ・ 協議会において議論すべきは、対象となる事業が、促進事業等として認定できるか、すなわち再エネ地域共生促進税を非課税措置とするに足る「地域と共生した再エネ事業」であると認められるか否かとなります。
- ・ 一方、前述のとおり、「再エネ施設の導入は、「地域との共生」が前提である」ことに変わりはありませんので、事業者は、地域の合意形成等を図ることができない場合には、抜本的な事業計画の見直しについて検討する姿勢が求められます。

4 地域の合意形成等・事業認定等の進め方

(要旨)

地域の合意形成等・促進事業等の認定に係る手続き手順等について、下記のとおりとします(「事業提案型」の場合)

(1) 協議会の設置について

- ◆ 促進事業等の認定を受けるためには、まずは事業者が市町村へ事業計画に関する協議書を提出し、市町村は、以下3つの方法のいずれかにより合意形成等に向けた協議を行います。
 - ① 市町村が協議会を設置する方法
 - ② 事業者が自ら協議会を設置する方法
 - ③ 協議会を設置しない方法

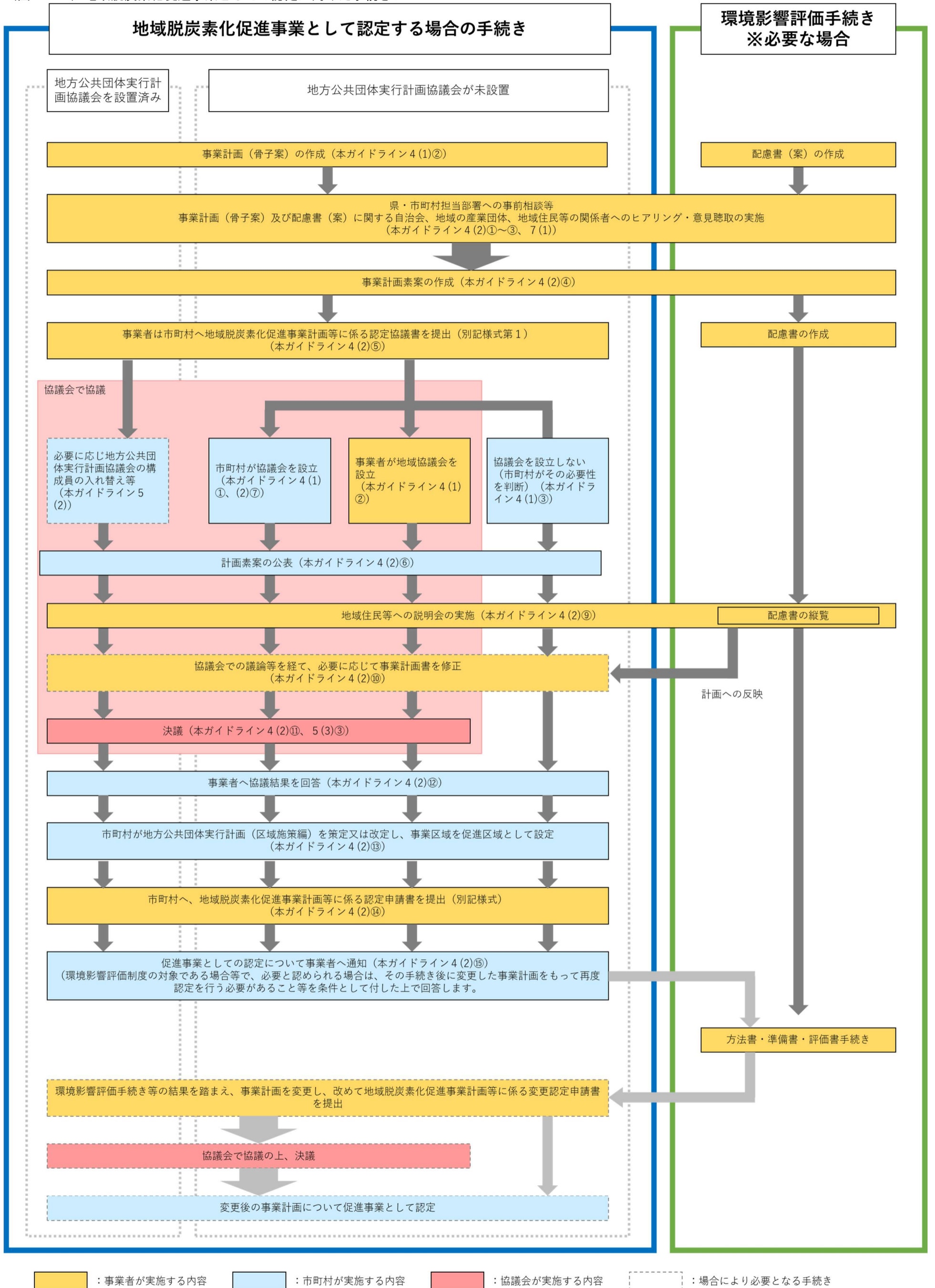
(2) 合意形成等・促進事業等の認定に係る手続きの進め方

- ◆ (1)で「①市町村が協議会を設置する方法」を選択した場合等の、手続きの標準的な進め方は下記のとおりです。(事業提案型の場合)
 - ① 事業者による県担当部署への相談(任意)
 - ② 事業者による市町村担当課等への事前相談・ヒアリングの実施
 - ③ 事業者による自治会、地域の産業団体、関係者・関係機関等からの課題・要望等のヒアリングの実施
 - ④ 事業者による計画素案の作成
 - ⑤ 事業者から市町村への「地域脱炭素化促進事業等に係る認定協議書」の提出
 - ⑥ 市町村による協議会構成員の選出
 - ⑦ 協議会の設置・運営
 - ⑧ 市町村等による計画素案の公表協議会の設置・開催
 - ⑨ 地域での説明会の開催
 - ⑩ 計画の修正
 - ⑪ 協議会での決議
 - ⑫ 事業者に対する協議結果の通知
 - ⑬ 地方公共団体実行計画の策定・改定
 - ⑭ 認定申請書の提出
 - ⑮ 事業者に対する認定通知
 - ⑯ 県に対する事業計画の認定申請(「準ずる事業」の場合のみ)

地域脱炭素化促進事業として、又は「準ずる事業」として事業計画を認定する場合の進め方については、大まかな流れを、図4-1・図4-2にて、フローとして示します。

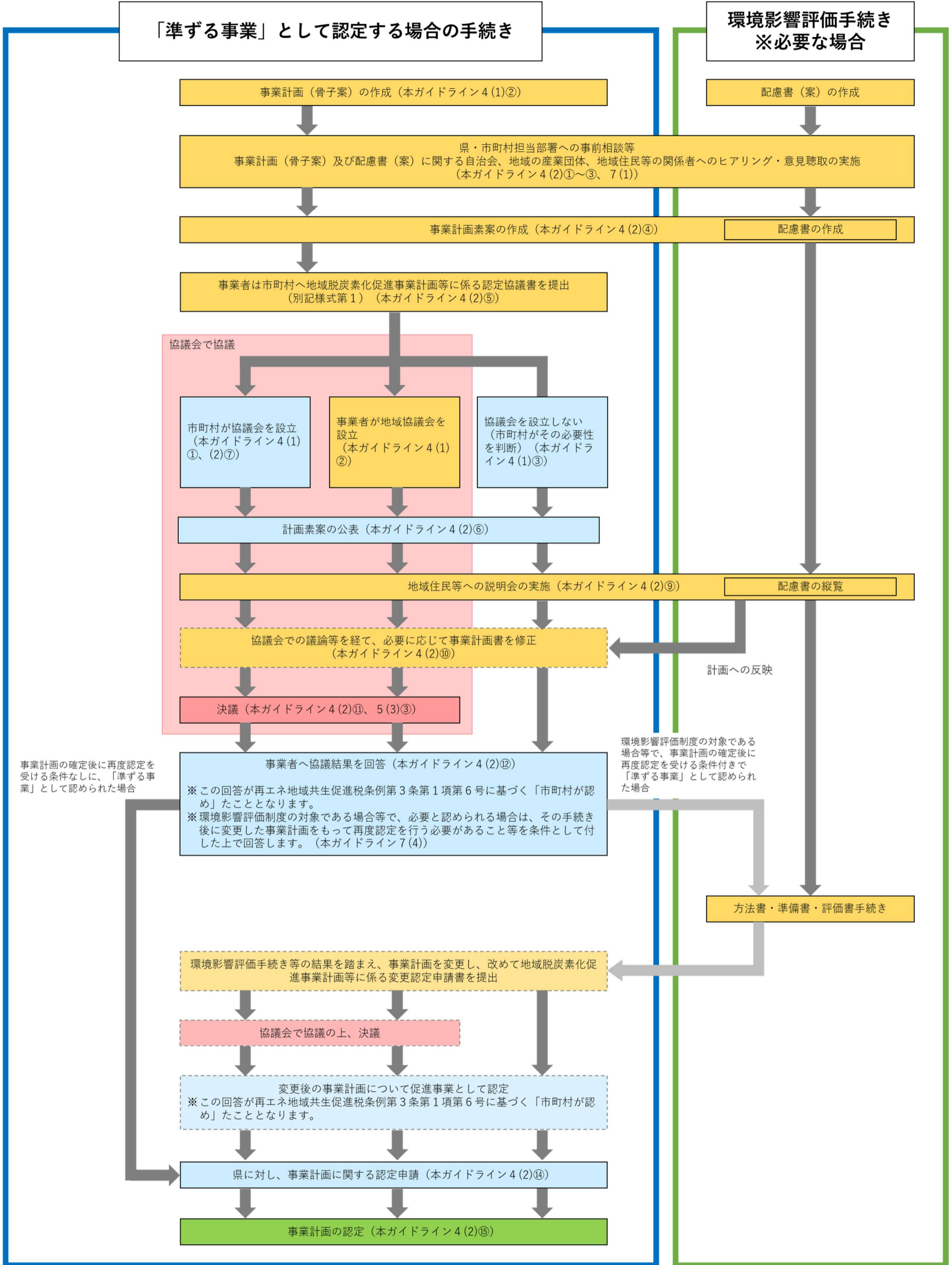
フロー図内に記載された項目番号は、本ガイドラインのどの部分で当該手続きについて説明しているかを示しています。

(図4-1) 地域脱炭素化促進事業としての認定に向けた手続きフロー



※このフロー図は、地方公共団体実行計画協議会が設置されていない場合は、地方公共団体実行計画（区域施策編）が策定されていないものと仮定して作成しています。

(図4-2) 「準ずる事業」としての認定に向けた手続きフロー



事業計画の確定後に再度認定を受ける条件なしに、「準ずる事業」として認められた場合

事業者へ協議結果を回答 (本ガイドライン4 (2)⑫)
 ※この回答が再エネ地域共生促進税条例第3条第1項第6号に基づく「市町村が認め」たこととなります。
 ※環境影響評価制度の対象である場合等で、必要と認められる場合は、その手続き後に変更した事業計画をもって再度認定を行う必要があること等を条件として付した上で回答します。(本ガイドライン7 (4))

環境影響評価制度の対象である場合等で、事業計画の確定後に再度認定を受ける条件付きで「準ずる事業」として認められた場合

環境影響評価手続き等の結果を踏まえ、事業計画を変更し、改めて地域脱炭素化促進事業計画等に係る変更認定申請書を提出

協議会で協議の上、決議

変更後の事業計画について促進事業として認定
 ※この回答が再エネ地域共生促進税条例第3条第1項第6号に基づく「市町村が認め」たこととなります。

県に対し、事業計画に関する認定申請 (本ガイドライン4 (2)⑭)

事業計画の認定 (本ガイドライン4 (2)⑮)

- : 事業者が実施する内容
- : 市町村が実施する内容
- : 協議会が実施する内容
- : 県が実施する内容
- : 場合により必要となる手続き

(1) 協議会の設置について

- ◆ 促進事業等の認定については、地域の合意形成等に係る手続きとして、以下3つの方法が考えられます。どの方法を選択するかは、事業規模や内容・設置場所、地域の状況等を踏まえ、市町村が決定することとなります。
- ◆ 一方、温対法に基づき、地域脱炭素化促進事業として認定するのか、「準ずる事業」として認定するのかによって、更に、既に市町村が地方公共団体実行計画協議会を設置しているか否かによっても、選択できる方法が限定されることにも留意が必要です。選択できる手続きの整理は図4-3に示します。
- ◆ なお、いずれの方法を選択する場合であっても、市町村は、協議のあった事業計画を公表するなど、透明性の確保に留意する必要があります。

① 市町村が協議会を設置する方法

- ・ 促進事業等を認定することを前提とした場合に、想定されている最も基本的な方法となります。
- ・ 事業規模が大きく、地域に与える影響が大きいと考えられる事業については、この方法によることが適当と考えられます。
- ・ 「準ずる事業」の認定を行う場合においても、当該事業を将来的に「地方公共団体実行計画」に位置付けることを念頭におけば、地方公共団体実行計画協議会を設置して手続きを進めることも可能と考えられます。

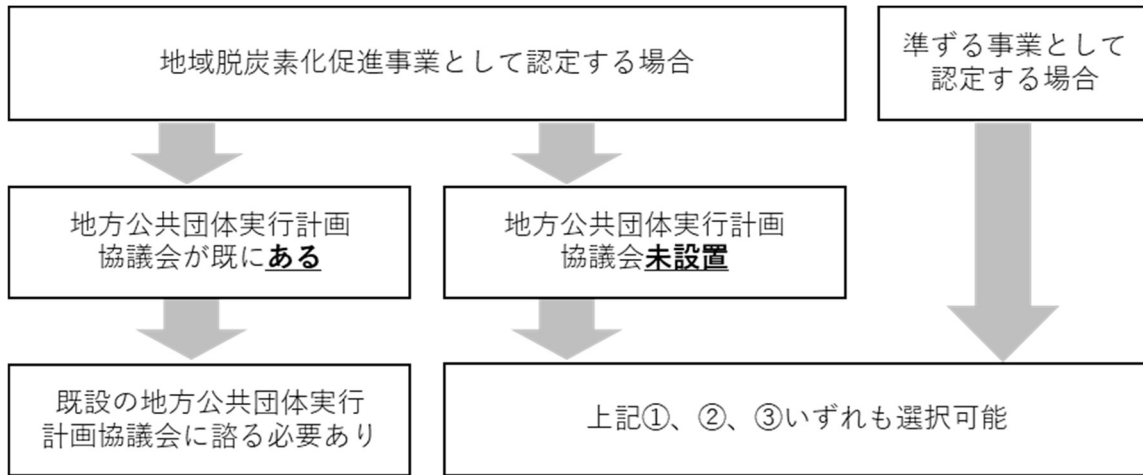
② 事業者が自ら協議会を設置する方法

- ・ この方法は、事業者と地域住民等が、既に密に意見交換等を行い、ほぼ合意形成が整っていると判断される場合等に選択することが考えられます。
- ・ なお、市町村が既に温対法に基づく地方公共団体実行計画協議会を設置していて、かつ、事業者が「準ずる事業」ではなく、地域脱炭素化促進事業として認定を受けようとする場合は、事業者が地域脱炭素化促進事業の認定を申請する前に、地方公共団体実行計画協議会による協議を経なければならない（温対法第22条の2）ため、その場合は、この方法は選択できません。（それでもなお、あえてこの方法を選択する場合は、事業者が設置した協議会での議論の結果を踏まえ、改めて地方公共団体実行計画協議会での協議を経る等の対応が必要となります。）

③ 協議会を設置しない方法

- ・ 事業規模が比較的小さく、設置される施設の周辺にほとんど住宅等がないなど、設置される再エネ施設による影響が少ないと判断される場合や、事業者と地域住民等が、既に密に意見交換等を行っている場合で、ほぼ合意形成が整っていると判断される場合等に、選択することが想定されます。
- ・ この方法を選択する場合、市町村は、協議会を経ずに、事業者から提出された「[様式第1 地域脱炭素化促進事業計画等に係る認定協議書](#)」（別紙【様式・参考資料編】P2）の内容に基づき承認の可否を判断します。
- ・ なお、市町村が既に地方公共団体実行計画協議会を設置している場合で、温対法に基づき、地域脱炭素化促進事業として認定する際には、前述のとおり、この方法は選択できません。

(図4-3) 地域の合意形成等に係る手続きの整理



(2) 合意形成等・促進事業等の認定に係る手続きの進め方

- ◆ 上記の「①市町村が協議会を設置する方法」を選択した場合等の、事業提案型を想定した手続きの標準的な進め方を下記に示します。(このガイドラインを策定する時点において、県内に、促進区域を定めた地方公共団体実行計画を策定している市町村がないため)
- ◆ 上記の「③協議会を設置しない方法」を選択した場合は、下記進め方の⑦、⑧、⑪を除いた手続きを進めていくこととなります。
- ◆ なお、これは標準的な進め方を示したものですので、既に事業計画が進行している場合は、その進行度合いに応じて柔軟に対応して差し支えありません。

① 事業者による県担当部署への相談（任意）

- ・ 県担当部署（環境生活部再生可能エネルギー室）では、県内の再エネ施設の状況等に関する様々な情報を有しています。
- ・ 事業者から、新たな県内への再エネ施設の整備計画等について、県に相談があった場合は、市町村の担当課等を紹介するとともに、必要な助言等を行います。
- ・ また、下記の手続き等の途中であっても、必要な場合は、事業者は随時県に相談することもできるものとします。

② 事業者による市町村担当課等への相談・ヒアリングの実施

- ・ 事業者が再エネ施設の設置を計画する上では、まず、設置しようとする地域の状況を適切に把握することが重要です。
- ・ 事業者は、市町村担当課（別紙一覧）に、協議会等の設置前に意見を聞いておくべき者や、想定される地域住民の受け止めかた、他の再エネ施設の設置・計画の状況、過去の災害の発生状況等の留意事項等の、計画素案の作成に必要な情報を得るために、相談・ヒアリング・情報交換を行います。
- ・ なお、どのような計画なのか概要がわからない状況で市町村の担当者に相談しても、有益な助言が得られない可能性がありますので、事業者は、相談に際して、大まかな場所や規模、発電施設の出力等の計画概要等（骨子案）をまとめておく必要があります。
- ・ 相談を受けた市町村は、「再エネ施設を最大限導入することは必要である」との基本的な考え方に基づき、また、「促進区域の設定は市町村の努力義務」であること等も踏まえ、事業者からの求めに応じ、適切に助言等を行うとともに、個人情報等の情報管理には十分留意しながら、可能な範囲で、必要な情報の提供を行うことが求められます。

- また、市町村は、骨子案の内容から、関係部署に対して、情報共有等を行うとともに、必要な対策の指導等を行います。参考までに、環境省マニュアルに示された「地方公共団体内の関係部局の例」（風力の場合）を表4-1に示します。
- なお、事業者が地域脱炭素化促進事業としての認定を希望している場合は、前述のとおり認定申請前に促進区域の設定が必要であることから、当該事業が計画されている場所に、除外区域（国・県により促進区域に含めることができない区域として指定されている区域）が含まれていないかどうか確認する必要があります。

表4-1 地方公共団体内の関係部局の例（風力の場合）
（環境省マニュアル3-2-2. 表3-3より引用）

所管		担当部局
事業推進		企業局、エネルギー一部局、企業立地推進部局 等
環境影響評価		環境保全部局
許可等	自然公園、自然環境保全地域、生息地等保護区、鳥獣保護区 等	環境保全部局、観光部局、農林部局
	保安林等	農林部局
	文化財	教育委員会（市町村・都道府県）
	景観形成区域	都市計画部局
	農用地区域、農地等	農林部局（市町村・都道府県・農業委員会）
	水質資源保護水面、漁業権設定区域	水産部局
	空港の制限表面	空港部局
地域振興、観光関連等		地域振興局、観光部局、世界遺産登録関係部局
河川、道路等		建設部局

注：担当部局欄において、（ ）で示す箇所以外は、都道府県を想定した部署等の分類を示す

③ 事業者による自治会、地域の産業団体、関係者・関係機関等からの課題・要望等のヒアリングの実施

- 事業者は、市町村担当課から紹介してもらうなどして、自治会、地域の産業団体、関係者・関係機関等から事業計画の骨子案等についての意見、地域の課題・要望等についてヒアリングを行います。
- その際、事業者に対する信頼が、地域との合意形成において重要な要素となることから、事業者は、地域に寄り添う姿勢で、地域の実情について丁寧に、十分な時間をかけて聞き取り等を行うことが求められ、事業者から地域貢献策に対するアイデアを提案したり、逆に提案を受けたりするなどして、前向きにヒアリングを進めることが重要です。
- 事業者は、ヒアリングを行った自治会等から、更に他に意見を聞いた方がよい地域の住民、団体などについて紹介してもらい、広く意見を聞くことも重要です。
- 事業者は、市町村担当者とヒアリングの状況を共有しながら、適宜必要な調整を行うことが適当と考えられます。
- 参考までに、環境省マニュアルに示された「関係者・関係機関の例」（風力の場合）を表4-2に示します。
- なお、課題・要望等のヒアリングを行った相手方の中から、後述の協議会の構成員を選出することが想定されますので、留意が必要です。**
- また、①から③の過程で、事業者が地域との合意形成が困難であると判断した場合は、計画の抜本的な見直しを検討する姿勢が求められます。

表4-2 関係者・関係機関の例（風力の場合）（環境省マニュアル3-2-2. 表3-3より引用）

分野	関係者・関係機関	
法規制等	国	環境省 地方環境事務所 経済産業省 地方経済産業局 資源エネルギー部 総務省 地方総合通信局 文化庁 農林水産省 地方農政局 林野庁 森林管理局 森林管理署 水産庁 地方漁業調整事務所 国土交通省 地方整備局 港湾空港部 気象庁 防衛省 防衛政策局運用政策課 等
	都道府県・市町村	（表3-2参照）
先行利用者	農業関係者・団体（農業者、農業協同組合、農業委員会等）	
	林業関係者・団体（森林組合等）	
	観光事業者（スカイスポーツ等）・団体等 （商工会、観光協会等）	
環境保全等に関する対象等	環境保全団体、環境保護団体、景観まちづくり団体	
地域住民等	地域住民、地域住民団体、地域住民組織、地方公共団体議会議員、別荘の所有者	
有識者、専門家、学芸員、試験研究機関	以下の分野の有識者等 環境政策（ゾーニング、環境法令・制度、環境社会学、再エネ等）、合意形成、生活環境（騒音、風車の影等）、自然環境（景観、鳥類、その他生物、生態系、自然保護全般等）、風力発電	
事業者	事業者団体、地元風力発電関連産業者	
電力関係	一般送配電事業者※、再エネ事業者	
金融機関	大手銀行、地方銀行等	
関係市町村	隣接する地方公共団体	

※電源や系統に関する公開・開示情報の活用等

④ 事業者による計画素案の作成

- ・ 事業者は、③のヒアリングの結果等を踏まえ、[「地域脱炭素化促進事業等計画書兼認定判断シート」](#)（別紙【様式・参考資料編】P4～）を参考に計画素案を作成します。
- ・ その際、「知らない間に勝手に話を進められた」との印象を持たれないよう、下記⑤の協議書の提出に至るまで、必要に応じて、市町村、産業団体、自治会等と緊密にコミュニケーションや意見交換を重ねることが重要です。
- ・ また、計画素案を作成するにあたっては、多大な費用や時間を要する調査や、環境アセスメント実施の過程における調査・評価等までは行う必要はありませんが、既存データやフォトモニター等を活用し、理解しやすく、説得力のある内容の計画素案とすることが必要です。
- ・ 更に、地域脱炭素化促進事業においては、「地域の脱炭素化のための取組」「地域の環境保全のための取組」「地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組」等を実施することが求められます。これは、「準ずる事業」についても同様です。
- ・ その取組みを検討する際、事業者は、積極的に市町村、産業団体、自治会等の地域の意見を取り入れること、さらに言えば、地域とともに計画案を作り上げ、地域が「自分たちの計画」でもあるとの意識を持てる内容となることが理想的であると考えられます。
- ・ なお、市町村が、地方公共団体実行計画において、地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項

を定めている場合は、事業者は、その取組みを、当該計画に沿ったものとする必要があります。

⑤ 事業者から市町村への「地域脱炭素化促進事業等に係る認定協議書」の提出

- 事業者は、上記③、④の手続きを経て作成した計画について、本ガイドラインに定める「[様式第1 地域脱炭素化促進事業計画等に係る認定協議書](#)」*（別紙【様式・参考資料編】P2）を市町村の担当課に提出します。

※ 温対法において、地域脱炭素化促進事業計画に係る認定は、地方公共団体実行計画協議会が設置されている場合は、当該協議会での協議を経て、事業者による認定の申請が行われることを踏まえ、このガイドラインでは「地域脱炭素化促進事業計画等に係る認定協議書」を事業者が市町村に提出することを起点として、市町村において、協議会の設置・協議等を開始する手順としています。

なお、事業者が地域脱炭素化促進事業としての認定を受けたい場合は、協議会での決議（⑪）の後、更に市町村が促進区域を設定（⑬）した後に、省令に定められた「地域脱炭素化促進事業計画に係る認定申請書」を、事業者が市町村に提出することとなります。

⑥ 市町村による協議会構成員の選出

- 市町村は、市町村による協議会の設置が必要だと判断される場合は、「5 協議会の設置の手順等について」に基づき、協議会の構成員の選出を行います。
- このとき、既に地方公共団体実行計画協議会を設置している市町村については、協議する計画案の内容を踏まえ、必要に応じて、当該協議会の構成員を変更（計画案に関係する地域の住民団体の代表者を構成員に加える等）して協議することや、当該協議会の下部組織を設置して協議する（最終的には上位の当該協議会において協議）等の対応も考えられます。

⑦ 協議会の設置・運営

- 市町村は、「5 協議会の設置の手順等について」の（4）運営方法に基づき、協議会を設置・運営します。
- なお、協議会の設置を行う前に、協議会の構成員との調整が概ね完了していることが理想となります。

⑧ 市町村等による計画素案の公表

- 市町村担当課は、⑤により事業者から提出のあった計画について、協議会の設置後速やかに（協議会を設置しない場合は、協議書の提出後速やかに）、市町村広報やホームページ、回覧板など、適切な方法により広く住民に周知します。
- また、協議会にて当該計画が協議されることについても、併せて周知します。

⑨ 地域での説明会の開催

- 事業者は、市町村との調整の上、参集範囲、開催回数、内容等に係る説明会の実施計画の原案を作成し、協議会に報告し、意見を聞いた上で、当該実施計画に基づく住民説明会を開催します。
- 必要に応じて、協議会の構成員も説明会に参加します。
- 結果については、事業者がとりまとめ、協議会に報告します。

⑩ 計画の修正

- ・ 事業者は協議会での議論や説明会での意見等を踏まえ、必要に応じて計画の内容を修正し、市町村に対し、「[様式第2 地域脱炭素化促進事業計画等に係る認定協議書\(変更\)](#)」(別紙【様式・参考資料編】P3)を提出します。

⑪ 協議会での決議

- ・ 協議会では、「5 協議会の設置の手順・運営方法等について」及び協議会規約等([規約\(例\):別紙【様式・参考資料編】P37](#))に基づき、「認定判断シート」の「上記事項に関する協議会の評価」、「適否の判断」の欄に記述していくかたちで、同シートを作成し、促進事業等としての認定の可否を総合的に判断します。
- ・ なお、事業者が地域脱炭素化促進事業としての認定を希望している場合は、改めて、当該事業が計画されている場所に、除外区域(国・県により促進区域に含めることができない区域として指定されている区域)が含まれていないかどうかの確認が必要です。
- ・ また、準ずる事業の認定に際しても、事業区域内に除外区域を含む場合は、その後の手続きにおいて各法令に基づき適正な配慮や手続きがされていることなどを確認することが適切だと考えられます。

⑫ 事業者に対する協議結果の通知

- ・ 市町村は、事業者に対し、上記協議会での協議の結果を、「[地域脱炭素化促進事業計画等に係る認定協議について\(回答\)](#)」により通知します。
- ・ この後、事業者が、温対法に基づき、地域脱炭素化促進事業としての認定を受けたい場合は、⑬の地方公共団体実行計画の策定・改定の手続きに進みます。
- ・ 「準ずる事業」の場合は、この協議結果の通知が、再エネ地域共生促進税条例第3条第1項第6号に定める「市町村が認め」た事業としての認定となり、市町村に対する⑬～⑮の手続きは不要となりますので、⑯県に対する事業計画の認定申請手続きに進みます。
- ・ なお、環境影響評価制度の対象となる事業等に対し「準ずる事業」として認定を受けたい場合であって、後述([7 環境影響評価等と促進事業等の認定との関係について](#))で説明するとおり、環境影響評価手続きを経た変更後の事業計画について再度認定を受ける条件付きで認定を受けた場合は、⑯県に対する事業計画の認定申請手続きは、変更後の事業計画に対する認定を得た後に行うこととします。

⑬ 地方公共団体実行計画の策定・改定

- ・ 事業者が、地域脱炭素化促進事業としての認定を受けようとする場合は、その前提として、認定を受けたい事業の区域が、促進区域(温対法第2条第5項各号に掲げる事項)として温対法に基づく「地方公共団体実行計画」に位置付けられている必要があります。
- ・ よって、市町村は、必要に応じて地方公共団体実行計画の策定・改定を行う必要があります。
- ・ なお、地方公共団体実行計画の策定・改定にあたっては、あらかじめ、住民その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとするとしてされていることから、必要に応じてパブリックコメント等を実施します。
- ・ 地域脱炭素化促進事業の認定までの順序等については、下の解説も参照してください。

【解説】

○地域脱炭素化促進事業の認定までの順序等

- ・市町村が地域脱炭素化促進事業の認定を行おうとする場合、「地方公共団体実行計画（区域施策編）」を策定済みであるか否か、更に促進区域などの温対法第21条第5項各号に掲げる事項を設定済みか否かで、下の図4-4のとおり必要な手続きが異なります。

（図4-4）地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定状況に応じたその後の手続きの整理



（参考）温対法抜粋

第21条

5 市町村は、地方公共団体実行計画において第3項各号に掲げる事項を定める場合においては、地域脱炭素化促進事業の促進に関する次に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。

- 一 地域脱炭素化促進事業の目標
- 二 地域脱炭素化促進事業の対象となる区域（以下「促進区域」という。）
- 三 促進区域において整備する地域脱炭素化促進施設の種類及び規模
- 四 地域脱炭素化促進施設の整備と一体的に行う地域の脱炭素化のための取組に関する事項
- 五 地域脱炭素化促進施設の整備と併せて実施すべき次に掲げる取組に関する事項
 - イ 地域の環境の保全のための取組
 - ロ 地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組

第22条の2 地域脱炭素化促進事業を行おうとする者は、単独で又は共同して、地方公共団体実行計画協議会が組織されているときは当該地方公共団体実行計画協議会における協議を経て、環境省令・農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令で定めるところにより、当該地域脱炭素化促進事業の実施に関する計画（以下「地域脱炭素化促進事業計画」という。）を作成し、地方公共団体実行計画（第21条第5項各号に掲げる事項が定められたものに限る。以下この条において同じ。）を策定した市町村（以下「計画策定市町村」という。）の認定を申請することができる。

（中略）

3 計画策定市町村は、第1項の規定による申請があった場合において、その申請に係る地域脱炭素化促進事業計画が次に掲げる要件に該当するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

- 一 地域脱炭素化促進事業計画の内容が地方公共団体実行計画に適合するものであること。
- 二 地域脱炭素化促進事業計画に記載された地域脱炭素化促進事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
- 三 その他環境省令・農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令で定める基準に適合するものであること。

⑭ 認定申請書の提出

- ・ 事業者は、協議結果の通知を受け、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地域脱炭素化促進事業計画の認定等に関する省令（令和4年農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第一号）第3条第1項に定める別記様式第1「地域脱炭素化促進事業計画に係る認定申請書」（別紙【様式・参考資料編】P31）を市町村へ提出します。

⑮ 事業者に対する認定通知

- ・ 市町村は、申請書の提出があった場合、その認定の可否について判断し、事業者に対してその結果を通知します。
- ・ 温対法第22条第4項では「地方公共団体実行計画協議会において協議が調った事項については、地方公共団体実行計画協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない」と定められていることから、協議会の構成員である市町村は、原則的には認定の可否に係る判断についても協議会での結果を尊重する必要があります。
- ・ 一方で、再エネ施設の設置については、特に大規模なものは、設置される市町村への影響が大きいことから、必要に応じて、認定の可否に係る判断について市町村議会の意見を聞くこと等を妨げるものではありません。

⑯ 県に対する事業計画の認定申請（「準ずる事業」の場合のみ）

- ・ 事業者は、「準ずる事業」としての認定を受けたい場合、市町村に認められた(⑫)後、改めて、県に認定申請書を提出します。
- ・ これに対し、認定書が知事から発出された場合には、当該事業者は非課税の対象となります。
- ・ なお、県は、「準ずる事業」としての認定に当たり、原則として、市町村の認定の可否の判断を尊重します。

（参考）再エネ地域共生促進税の課税時期と促進事業等の認定のタイミングの関係について

- ・ 再エネ地域共生促進税は、施設の完成後に初めて迎える1月1日から、毎年1月1日現在の施設の出力を課税標準として課税されます。
- ・ 課税する年度をN年度とするとN年度の初日はN年4月1日ですので、N年1月1日時点で再エネ発電設備を所有している場合、その発電出力によって課税額が計算されます。
- ・ 例えば、令和6年7月には既に条例が施行されているものであると仮定した場合、令和6年7月に発電を開始した再エネ発電設備は令和7年度から、令和7年3月1日に発電を開始した再エネ発電設備は令和8年度から納税を開始することになります。
- ・ 従って、再エネ地域共生促進税が非課税となるためには、遅くとも、施設完成後に迎える最初の1月1日までに、促進事業等への認定等にかかる手続きを終える必要があります。
- ・ 一方、一旦課税されたとしても、その後に、促進事業等に認定されることも考えられますが、その際は、認定等のあった、次の年の1月1日以降、非課税となります。

5 協議会の設置の手順・運営方法等

(要旨)

市町村が協議会を設置する場合は、設置・運営は下記に従って行うこと

(1) 基本

- ① 協議会の運営に関し必要な事項は会が定めること
- ② 協議会の議事録は公表すること
- ③ 市町村ごとに協議会を設置すること

(2) 協議会の構成員の選出

(3) 協議会の運営方法は下記のとおりとすること

① 会長・副会長等の選出

- ・ 会長は、社会学等を専門とする有識者等から、協議会の会議において選出すること。

② 協議の進め方

- ・ 別紙「地域脱炭素化促進事業等計画書兼認定判断シート」を活用するなどして、協議を進めること。
- ・ 「3 地域の合意形成等に係る基本的な考え方」を踏まえ、協議を行うこと。

③ 決議の方法等

- ・ 認定要件を満たすか否かの判断においては、「決議において特に意見を尊重すべき構成員」の意見を尊重すること。
- ・ 意見が分かれた場合は、①会長が状況を踏まえて判断する、②認定の可否について、市町村に委ねるなど協議会が適切に判断すること。

④ 決議が困難な場合

- ・ 協議会において意見が割れ、認定の可否を判断することが困難な場合等は、協議会としては可否までを示さず、市町村にその判断を委ね、議会の意見も聞きながら認定の可否を判断すること等も考えられます。

(1) 基本

① 協議会の運営に関し必要な事項は会が定めること

- ・ 温対法では、「地方公共団体実行計画協議会の運営に関し必要な事項は、地方公共団体実行計画協議会が定める」とされています。
- ・ よって、本ガイドラインに定められた内容であっても、協議会の運営に必要な事項は、最終的には、協議会に諮って決定されることとなります。
- ・ 協議会の規約を作成する場合の例は、[別紙【様式・参考資料編】P37](#)に示します。

② 協議会の議事録は公表すること

- ・ 環境省マニュアル4-3-2. では、協議会は「公開が原則」となっていますが、例えば多くの人が傍聴している場合、構成員が賛否の意見表明等を行いにくいなどの弊害が生じることが考えられます。
- ・ よって、公開を原則としつつも、協議会での協議により、議事録の公表等に替えることも可能とします。
- ・ なお、個別の事業者もしくは個人の秘密に属する情報を取り扱う場合や、希少な野生動植物の情報を取り扱う場合など、秘匿にすることが必要な情報については、一部非公開にするなど、慎重に取り扱う必要があります。

③ 市町村ごとに協議会を設置すること

- ・ 複数市町村にまたがり再エネ施設の設置が計画される場合も想定されます。

- ・ 温対法においては、複数の地方公共団体が共同して協議会を設置することも可能とされていますが、再エネ施設の市町村ごとに意見が異なる場合も往々にして想定され、意見の集約が困難になることが想定されることから、協議会は原則として市町村単位で設置するものとします。
- ・ なお、関係する市町村間の合意があれば、当然、共同して設置することを妨げるものではありません。

(2) 協議会の構成員の選出

- ◆ 構成員の選定は、促進事業等としての認定の可否の判断等に大きな影響を与えることとなることから、その選定には慎重な対応が求められます。
- ◆ 構成員は表5-1「協議会の構成員」の中から選定することを基本としますが、案件ごとの特性等を踏まえ、人選も含めて最終的には、市町村の責任において決定するものとします。
- ◆ 前述のとおり、4の(2)の③等において課題等のヒアリングを行った相手方の中から、協議会の構成員を選出することが想定されます。
- ◆ 一方、公平性を確保するため、有識者については、事業者や地域住民等からの推薦がある場合は、全体の構成員のバランスも考慮したうえで、その者を構成員とすることが適切と考えられます。

表5-1 協議会の構成員

番号	項目	構成員
①	市町村	担当課長等
②	行政機関	・ 許可権者等（担当者） ・ 関係行政機関、関係地方公共団体等（担当者）
③	地域住民	自治会代表者 住民団体代表者
④	産業団体	森林組合、農協、漁協、観光協会、商工会等
⑤	有識者	社会学・再エネ・自然環境・景観・土木(災害)・文化を研究する大学教授等
⑥	事業者	再エネ施設設置を計画する事業者（担当者等）
⑦	その他市町村長が必要と認める者（環境保護団体、再エネ事業者団体、金融機関など）	

※政令指定都市の地方公共団体実行計画協議会の場合、温対法第37条第1項に規定する地球温暖化防止活動推進員、同法第38条第1項に規定する地域地球温暖化防止活動推進センターも構成員となります。

① 市町村担当課長等

- ・ 温対法に基づく地方公共団体実行計画を所管する担当課の課長等が想定されます。
- ・ 協議会の主宰者、事務局を代表して構成員となります。（事業者が協議会を設置する場合を除きます。その場合の協議会は、地方公共団体実行計画協議会には位置付けられません）
- ・ また、認定要件の一つとなる「地方公共団体実行計画等への適合状況」については、当該計画を所管する者として意見を述べる必要があります。

② 行政機関

- ・ 事業者が示す再エネ計画において、必要な許認可等を所管する行政機関や、事業計画に関連する自治体、協議の円滑な調整を行うために必要と考えられる国の機関（地方環境事務所、地方

経済産業局ほか)等の担当者等が想定されます。

- ・ 「関係許可等手続きのワンストップ化の特例」(環境省マニュアル5-1等)を受ける都合上、必要な許認可等を所管する機関の担当者等は、もれなく構成員とし、許認可上必要な観点から計画内容を確認することが必要となることに留意が必要です。
- ・ なお、協議会において、認定の適否について協議を行う際には、環境省マニュアル6-1.の表6-1 協議会の役割及び構成員(例)にもあるとおり、許可権者等はオブザーバーとしての立場で協議に参加することとなります。これは、認定要件の一つである「関係法令に規定する認可基準等への適合状況等」については、関係法令に定められた基準等を満たすか否かにより判断すべきであり、協議会の場において協議の上判断すべきものではないと考えられるためです。

③ 地域住民

- ・ 再エネが立地する地域の自治会や住民団体の代表者を構成員とします。また、再エネの設置により、生活環境等に影響が生じると考えられる地域の自治会等の代表者も構成員とすることが適切です。
- ・ また、代表者は、当該代表者個人としてではなく、当該地域の住民全体の意向として意見する必要があります。このことを考慮した上で、市町村は、自治会等に構成員となる代表者の推薦を依頼することが望ましいと考えられます。
- ・ なお、このとき必ずしも自治会の会長等の役職を有する者を構成員とする必要はなく、下記事項にも配慮することが適切と考えられます。

(イ) より若い世代の意見が反映されるよう配慮すること

再エネは、設置されれば通常20年以上の長期に渡って事業が行われるものであることや、脱炭素の取組みは、現役世代というよりも、将来世代が温暖化に伴う気候変動による不利益を被らないように取り組むものであることを踏まえると、当該計画に、地域の未来を担う、より若い世代の意見が反映されることが望ましいと考えられます。

(ロ) 直接の利害関係を有する者が代表者とならないよう配慮すること

意見の偏りを防ぐため、再エネの設置を予定する土地の所有者であるなどの直接の利害関係を有さない方にすることが望ましいと考えられます。

④ 産業団体

- ・ 地域の産業団体は、当該地域の産業を支える重要な役割を果たしていると考えられることから、地域住民とともに、その意見は「それぞれの地域の考え方を尊重する」上で重要な構成員であるとされます。
- ・ このとき、地域住民の場合と同様に、地域の未来を担う、より若い世代の意見が反映されるよう配慮することや、代表者が再エネの設置を予定する土地の所有者であるなど、直接の利害関係を有する場合は、別の者を構成員にするなどの配慮をすることが適切と考えられます。

⑤ 有識者

- ・ 有識者はあくまで、専門的立場から必要な助言等を行う役割となることを期待します。
- ・ 構成員とすべき有識者は、社会学・再エネ・自然環境・景観・土木(災害)・文化等の分野から選出することが想定されますが、再エネ設置予定地の状況によって、これらの分野以外からも柔軟に選出することも検討すべきです。

- ・ 市町村からの求めに応じ、想定される分野の有識者の一覧を示します。
- ・ 前述のとおり有識者の意見・助言が、決議等に与える影響は大きいものと考えられることから、事業者や地域住民等から推薦があれば、その有識者も構成員とする等の配慮を行うことが適当と考えられます。
- ・ また、会長・副会長は有識者の中から選定することが通例と考えられます。

⑥ 事業者

- ・ 事業者は、再エネ施設の設置計画の提案者として協議会に参加し、事業計画の説明などを行います。
- ・ 協議会の決議として、認定の適否について協議を行う際には、許可権者と同様、オブザーバーとしての立場で協議会に参加します。

⑦ その他市町村長が必要と認める者

- ・ 案件や地域の実情に応じて、市町村の判断で上記以外の者を構成員として加えることも考えられます。
- ・ 場合によっては、決議に大きな影響を与える可能性も考えられることから、選出の際は、産業界や住民団体、事業者にあらかじめ意見を聞くことが適切です。

(3) 運営方法等

① 会長・副会長等の選出

- ・ 会長・副会長職は、協議会の運営を取り仕切る立場であり、場合によっては、地域の合意形成等の結果を左右しかねない重要な役割を担います。
- ・ このため、会長・副会長は中立的な立場で会の運営を行うことができる社会学等を専門とする有識者等が適当であると考えられますが、バランスの取れた協議会の進行を図るうえで、再エネと地域との共生に詳しい有識者を会長の候補者として選定することも、一つの方法と考えられます。
- ・ 前述のとおり、温対法において、協議会の運営に関し必要な事項は会が定めることと定められていますので、正式には、会長・副会長等の役員は、構成員の中から協議会の会議において選任することとなります。

② 協議の進め方

- ・ 構成員が論点を理解しやすいように、促進事業等の認定要件をまとめた資料等（[「地域脱炭素化促進事業等計画書兼認定判断シート」](#)別紙【様式・参考資料編】P4～）により、協議を進めます。
- ・ 事業者は、[4（2）④](#)にあるとおり、協議が円滑に進むよう、既存データやフォトモンタージュ等を活用し、理解しやすく、説得力のある内容の計画とすることが必要です。
- ・ 各構成員は、[「2 地域の合意形成等に係る基本的な考え方」](#)を踏まえ、協議を行うよう留意が必要です。

③ 決議の方法

- ・ 促進事業等としての協議会の評価及び認定の適否は、表5-2に示す要件を満たしているかをそれぞれ確認したうえで総合的に判断します。

- ・ この場合も、前述のとおり「それぞれの地域の考え方を尊重すること」等の「[3 地域の合意形成等に係る基本的な考え方](#)」を踏まえることが適切です。
- ・ 各要件の判断に当たっては、出席者全員の意見が一致することが理想ではありますが、意見が割れることも考えられ、その場合は、表5－2に示す「決議において特に意見を尊重すべき構成員」の意見が尊重されるべきと考えられます。
- ・ 例えば、「地域脱炭素化促進事業計画の内容が、地方公共団体実行計画に適合するものであること」については、地方公共団体実行計画を所管する市町村の担当課長等の判断が最も尊重されるべきです。
- ・ また、認定要件によっては、協議会の構成員以外に見解を求めることが適切と考えられる場合も想定されますが、その際は、事業者が意見聴取等を行い、その結果を協議会に報告することや、協議会自ら意見聴取を行い、それを認定の適否の判断材料とすることも考えられます。

④ 決議が困難な場合

- ・ 協議会において意見が割れ、適否を判断することが困難な場合等は、協議会としては適否までを示さず、市町村にその判断を委ね、市町村は、協議の経緯を踏まえ、必要に応じて議会の意見を聴くなどして、認定の可否を判断することや、会長が協議の状況を踏まえて判断することも考えられます。
- ・ 特に、協議会での議論は様々な理由で進捗しなくなることも想定されますが、そのような状況が長期間に渡ることは、全ての関係者にとって、好ましくないことであるため、協議会の会長は、（構成員の意見を踏まえることが必要ですが）認定の適否の判断を市町村に委ねる等の決定を行うタイミングについて、適切に見極めることが求められます。

表5-2 協議すべき認定要件と決議において特に意見を尊重すべき構成員

番号	協議すべき認定要件等		決議において特に意見を尊重すべき構成員	認定の適否の協議における評価のポイント		
				促進区域等設定済み	促進区域等未設定	
1	地域脱炭素化促進施設等の整備と一体的に行う地域の脱炭素化のための取組の内容		地域住民 産業団体 (市町村) ※3		地域の実情、地域住民、産業団体の要望等を踏まえた適切な取組の内容となっているか等	
2	地域脱炭素化促進施設等の整備と併せて実施する取組に関する事項の内容	(1)	地域の環境の保全のための取組の内容	地域住民 産業団体 (市町村) ※3	地方公共団体実行計画に定めた取組方針等と整合性が図られているか(環境省マニュアル 7-4-1 の表 7-3 に定める基準を満たしているか否か) 等	<ul style="list-style-type: none"> 地域の実情、地域住民、産業団体の要望等を踏まえた適切な取組の内容となっているか等 環境省マニュアル 3-4-2「国が定める環境保全に係る基準」3-4-3「都道府県基準」3-4-4「その他市町村が考慮すべき事項」に照らして適切な事業計画となっているか 環境省マニュアル 3-7 の「表 3-10 地域の環境保全のための取組の参考となるガイドライン類」に照らして適切な事業計画となっているか 配慮書(事業計画概要書)に対する意見等が、適切に事業計画等に反映されているか(環境影響評価対象の場合(環境影響評価条例を含む))
		(2)	地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組の内容	産業団体 (市町村) ※3		地域の実情、産業団体の要望等を踏まえた適切な取組の内容となっているか等
3	廃棄物・発生土の処理等に係る考え方		市町村 行政機関	実施可能なものであり、関係法令等に照らして適正なものであるか等		

番号	協議すべき認定要件等	決議において特に意見を尊重すべき構成員	認定の適否の協議における評価のポイント	
			促進区域等設定済み	促進区域等未設定
4	事業終了後の対応	地域住民	地域の実情・地域住民の要望等を踏まえた適切な取組の内容となっているか等	
5	地方公共団体実行計画等への適合状況	市町村	市町村が定める地方公共団体実行計画等との整合性が図られているか等を協議会で評価の上判断	
6	促進事業等の円滑かつ確実な実施	—	環境省マニュアル 7-4-2 の表 7-4 に定める基準を満たしているか否か等	
7	関係法令に規定する認可基準等への適合状況等	—	環境省マニュアル 7-4-3 の表 7-5 に定める基準を満たしているか否か等	
8	地域の合意形成等の状況	地域住民 産業団体	地域住民、産業団体の意見、説明会の状況等により、総合的に評価の上判断	
9	総合判定	—	—	

※1 有識者は、決議においては「2（1）地域の環境の保全のための取組の内容」等に関して助言等を行うものとする。

※2 事業者は、決議には加わらないものとする。

※3 地域脱炭素化促進施設の整備と併せて実施する取組に関する事項については、市町村が地方公共団体実行計画（区域施策編）を策定済みであり、当該計画の中でそれらの事項に関する方針を定めている場合は、その方針に合致しているか否かを踏まえた上で判断するものとする。この場合は、市町村も「決議において特に意見を尊重すべき構成員」であることとする。

※4 ※3に示す方針が定められていない場合は、事業者の取組が、環境省マニュアル3-7. に表3-10として示される「地域の環境の保全のための取組の参考となるガイドライン類」を踏まえたものであるか否かについて、協議会の場等において確認し、判断するものとする。

※5 「8 関係法令に規定する認可基準等への適合状況等」については、協議会においては、許可基準に適合するかどうかの判断を行うものではなく、あくまで適合状況等の確認にとどめるものとする。

6 「広域的ゾーニング型」で促進区域を設定する場合の手順等

(要旨)

「広域的ゾーニング型」により促進区域を設定する場合の、地域の合意形成等の手順は下記のとおりとします

※必ずしもこの方法によらずとも、地方公共団体実行計画協議会を設置するか否か等も含めて、市町村が状況に応じて適切に判断すること。

(1) 候補地の選定

- ・市町村は環境省マニュアル等を参考に、促進区域の候補地の選定、地域脱炭素化促進施設の種類及び規模等の検討を行う。

(2) 関係者等へのヒアリングと地域の脱炭素化の取組の方針案の作成

- ・市町村は、上記(1)の結果を踏まえ、「関係者・関係機関」にヒアリング等を行い、「地域の脱炭素化の取組」等の方針案を作成

(3) 地方公共団体実行計画協議会での協議等

- ・市町村は、上記(2)で作成した案について、地方公共団体実行計画協議会での協議等を行う。

- 「促進区域」の設定の「想定される類型」の一つである「広域的ゾーニング型」(具体的な施設の整備計画がない段階で、「促進区域」の設定等を行う方法)は、「最も理想的な考え方」(環境省マニュアル3-2)とされています。
- 「広域的ゾーニング型」で設定する促進区域は、市町村が、再エネのポテンシャル、規制の有無、自然環境の状況などを調査し、地域の合意形成等を図ったうえで設定しますので、事業者が再エネの導入を計画しやすい状況が整っているとと言えます。
- 温対法において、「促進区域」の設定が、市町村の努力義務とされた趣旨からしても、この「広域的ゾーニング型」による促進区域の設定は「理想形」と考えられます。
- 「広域的ゾーニング型」の設定に係る手続きの標準的な進め方を下記のとおり示しますが、地方公共団体実行計画協議会を設置するか否か等も含めて、市町村が状況に応じて適切に判断することとなります。

(1) 候補地の選定等

- ◆ 市町村は、環境省マニュアル等を参考に、促進区域の候補地の選定、地域脱炭素化促進施設の種類及び規模等の検討を行います。
- ◆ (候補地の選定については、環境省マニュアル3-2-1.(2)、(3)に詳述されていることから、本ガイドラインでは、市町村が素案を作成した後の地域の合意形成等に係る手続き等について規定します。)

(2) 関係者等へのヒアリングと地域の脱炭素化の取組の方針案等の作成

- ◆ 市町村は、上記(1)の結果を踏まえ、「関係者・関係機関」にヒアリング等を行い、「地域の脱炭素化の取組」等の方針案を作成します。
- ◆ 「関係者・関係機関」にヒアリング等については、4(2)③から④までの手順を準用します(事業者が行う事項を市町村が行うものと読み替えるなど)。

(3) 地方公共団体実行計画協議会での協議等

- ◆ 市町村は、上記(2)の結果を踏まえ、「[地域脱炭素化促進事業等計画書兼認定判断シート](#)」(別紙【様式・参考資料編】P3～)を参考に資料を作成します。
- ◆ 市町村は4(2)⑦から⑫までの手順を準用し、地方公共団体実行計画協議会での協議等を行います。
- ◆ 地方公共団体実行計画協議会の設置の手順・運営方法等については5を準用します。

今後必要に応じて内容の更新や充実を図ります

7 環境影響評価等と促進事業等の認定との関係について

(要旨)

環境影響評価の対象となる事業について、その手続きと促進事業等の認定手続き等とのスケジュールを含めた関連性については次のとおりです。

(1) 環境影響評価手続きにおける配慮書の省略について

- ・ 地域脱炭素化促進事業の認定を行う場合や、準ずる事業としての認定を行う場合は、認定に向けた手続きと同時に、環境影響評価手続きを実施します。
- ・ 一方、既に促進区域が定められており、その中で地域脱炭素化促進事業として認定を受けた場合には、当該事業は、環境影響評価法に基づく「配慮書」手続きが省略されます。(方法書以降の手続きは省略されません。)

(2) 配慮書作成手続き等と促進事業等の認定手続きとの一元化等

- ・ 環境影響評価において行うことが想定される地域住民等とのコミュニケーション等は、促進事業等の認定手続きと重複する部分が多いため、可能な限り一元化して行うことが適当です。

(3) 環境影響評価制度の対象事業に関する協議会での協議方法について

- ・ 事業提案型等で促進事業等としての認定を行うにあたっては、「地域の環境の保全のための取組」の適切性は、環境影響評価手続きで作成される配慮書等への意見の反映状況等を、協議会の場等で確認することが適当と考えられます。
- ・ 既に促進区域が定められている場合は、市町村が地方公共団体実行計画で定めている「地域の環境の保全のための取組」に関する方針との整合性を確認することが適当と考えられます。

(4) 事業者が事業の見通しを立てる上での配慮

- ・ 環境影響評価制度の対象となる場合は、その手続きの過程で事業計画が固まっていき、それには長期間を要しますが、その場合でも事業の見通しを立てやすいよう、環境影響評価手続きの途中でも(条件付きで)促進事業等として認定するなど、配慮すること。

(1) 環境影響評価手続きにおける配慮書の省略について

- ◆ 本ガイドラインで主に想定している事業提案型で、地域脱炭素化促進事業の認定を行う場合や、準ずる事業としての認定を行う場合は、認定に向けた手続きと同時に、環境影響評価手続きを実施します。
- ◆ 一方、広域的ゾーニング型等により促進区域が定められている場合であって、その中で地域脱炭素化促進事業として認定を受けた場合には、当該事業は、環境影響評価法に基づく「配慮書」手続きが省略されます。(方法書以降の手続きは省略されません。)

(2) 配慮書作成手続き等と促進事業等の認定手続きとの一元化等

- ◆ 事業提案型での地域脱炭素化促進事業の認定や、準ずる事業の認定を行う場合に、配慮書等の作成が必要な事業については、配慮書等作成の前の段階で行う住民等とのコミュニケーションや、配慮書等に対する住民からの意見聴取手続き等を、促進事業等の認定手続きと一元化して行うことが適当であると考えています。
- ◆ これは、環境影響評価制度においても、また促進事業等の認定においても、関係者や地域住民等からの意見聴取手続きが必要であり、それぞれの制度ごと別々に説明や意見聴取等を行うことは、説明等を受ける住民等にとって、分かりにくいものとなるためです。
- ◆ なお、当県の場合、県の環境影響評価条例においても、対象となる事業については、「事業計画概要書」を作成し、地域住民への説明会の開催等により事業の初期段階で適切な環境コミュニ

ケーションを図ることとなっておりますが、これについても上記と同様の考え方で、促進事業等の認定手続きと一元化することが適当であると考えています。

(参考)

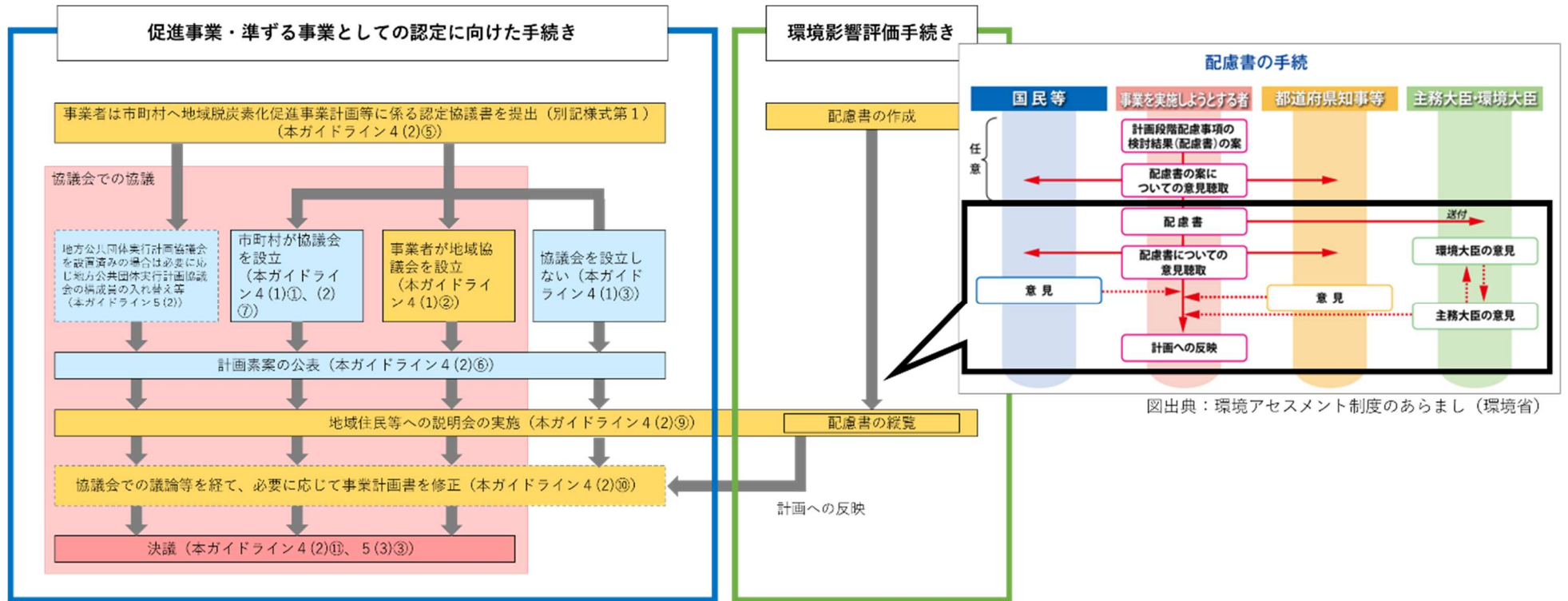
- 環境アセスメント制度のあらまし（環境省）令和2年3月改定（抜粋）
配慮書の作成の際には、事業の位置、規模等に関する複数案の検討を行うとともに、対象事業の実施が想定される地域の生活環境、自然環境などに与える影響について、地域の環境をよく知る住民をはじめとする一般の方々、専門家、地方公共団体などの意見を取り入れるよう努めることとされています。
- みやぎの環境影響評価～宮城県環境影響評価条例のあらまし～（宮城県）令和5年3月改定（抜粋）
「事業計画概要書」方法書を作成する前の早い段階で、地域住民及び関係市町村長に事業の概要（事業の種類、規模、実施計画区域等）を周知するために作成するものです。地域住民等から環境の保全の見地から意見を聴取し、方法書を作成します。

(3) 環境影響評価制度の対象事業に関する協議会での協議方法について

① 事業区域が促進区域として設定されていない場合（事業提案型・準ずる事業の場合）

- ・ 本来、地域脱炭素化促進事業としての認定にあたっては、地域の環境の保全のための取組が適切かどうかについて、市町村が地方公共団体実行計画（区域施策編）の中で定めている地域の環境の保全のための取組の方針と合致しているか否かにより判断しますが、事業提案型等の場合はそもそも市町村により上記方針が定められておらず、それを使用した判断ができません。
- ・ 一方、事業提案型等の場合は、(1)、(2)のとおり、促進事業等としての認定に向けた手続きと環境影響評価手続きにおける配慮書等に対する意見聴取等を一元化して行うことを想定しています。
- ・ よって、事業提案型等で促進事業等の認定を受ける場合であって、環境影響評価の対象となる事業の場合、協議会で地域の環境の保全に対する取組み状況が適切かどうかの判断をするにあたっては、配慮書に対する住民や自治体、主務大臣からの意見が計画に反映されているか否かなどについて確認することが適当と考えられます。
- ・ 地域脱炭素化促進事業等に係る認定協議書の提出後の手順は、配慮書に対する意見を反映して当該計画の内容を修正し、市町村に対して[認定協議書の変更手続き](#)を行う流れになります。手順のイメージは下の図7-1のとおりです。

(図7-1) 促進事業等の認定(事業提案型等の場合)と環境影響評価手続きの進め方
 (図4-1・4-2 認定に向けた手続きフローより一部引用)



② 事業区域が促進区域として設定されている場合（広域的ゾーニング型等）

- ・ 市町村が、地方公共団体実行計画（区域施策編）を策定する際には、促進区域や、地域脱炭素化促進施設の整備と併せて実施すべき次に掲げる取組に関する事項として、「地域の環境の保全のための取組」や「地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組」の方針を定めるよう努めることとされています。（温対法第21条第5項）
- ・ よって、促進区域が既に定められているときには、同時に地域の環境の保全のための取組に関する方針が定められるものと考えられます。
- ・ このことから、既に広域的ゾーニング型等で設定された促進区域の中で行う事業を、地域脱炭素化促進事業として認定する場合には、事業者が作成する事業計画の内容が、当該市町村の地方公共団体実行計画に定められた「地域の環境の保全のための取組」の方針と整合性があるかどうかなどについて、協議会の場等において確認することが適当と考えられます。

（4）事業者の事業の見通しを立てる上での配慮

- ◆ 環境影響評価制度の対象となるような大規模な事業は、環境アセスメント調査の実施の手続き等に、通常数年程度を要することとなります。
- ◆ 一方、促進事業等の認定等に際しては、当該事業計画が、「環境の保全についての適正な配慮がなされているか否か」を確認する必要がありますが、その確認は、環境影響評価の対象となる事業については、実際に環境アセスメント調査が行われ、その結果が事業計画に適切に反映されているか否かを確認することが適当と考えられます。
- ◆ しかし、それまでの間、促進事業等に認定されるか否かが判明しないこと、つまり再エネ地域共生促進税が課税になるか否かが不明であることは、事業者が事業の見通しを立てる上では大きな支障になり、場合によっては事業資金の調達等にも影響を与える場合が考えられます。
- ◆ 環境省マニュアルには、下記のとおり規定されています。
- ◆ 上記の環境省マニュアルの規定は、「環境影響評価の対象となる事業は、環境影響評価制度の手続きの過程で、事業計画の変更が想定されるので、一旦促進事業等として認定しても、環境影響評価制度の手続きを経て、事業計画が確定した後に、再度、変更後の事業計画について認定を行う必要がある」旨を定めたものです。
- ◆ 再エネ地域共生促進税を導入した当県の場合、環境影響評価制度の対象となる事業等については、前述のとおり、事業者が事業の見通しを立てやすいように、この取扱いを適用することが適当と考えられます。
- ◆ ただし、事業提案型で促進事業等の認定をするにあたって上記取扱いを適用し、環境影響評価手続きを完了した際に変更の認定申請することを条件に一旦促進事業等として認定する場合は、配慮書手続きの終了後に認定することを原則とします。
- ◆ なお、環境影響評価制度の対象とならない事業についても、何らかの理由で、認定要件の一部が確認できない場合で、事業者から要望がある場合等は、市町村が必要と認めれば、同様に取り扱うことを可能とします。

環境省マニュアル9-7-2. より抜粋

・・・計画策定市町村はこのような再エネ事業の早期の計画立案段階における地域脱炭素化促進事業計画の認定に当たっては、あらかじめ認定条件として、環境影響評価法及び電気事業法に基づく手続において電気事業法第46条の17第2項*に基づき環境影響評価書に係る確定通知を受けた後に、あらためて地域脱炭素化促進事業計画の変更申請をすること（ワンストップ化の

特例は当該変更申請の際に申請すること) を留保した上で、認定をすることが必要となります
(この場合、ワンストップ化の特例は当該変更申請について認定がされた場合に適用されることとなり、当初の再エネ事業の早期の計画立案段階における認定においてワンストップ化の特例は適用されません。)

※ 電気事業法抜粋

(変更命令)

第46条の17 経済産業大臣は、前条の規定による届出があつた評価書に係る特定対象事業につき、環境の保全についての適正な配慮がなされることを確保するため特に必要があり、かつ、適切であると認めるときは、同条の規定による届出を受理した日から経済産業省令で定める期間内に限り、特定事業者に対し、相当の期限を定め、その届出に係る評価書を変更すべきことを命ずることができる。

2 経済産業大臣は、前項の規定による命令をする必要がないと認めるときは、遅滞なく、その旨を特定事業者に通知しなければならない。

電気事業法では、特定対象事業（事業用電気工作物の設置又は変更の工事であつて環境影響評価法第二条第四項に規定する対象事業に該当するもの、つまり環境影響評価を行う事業）につき、環境の保全についての適正な配慮がなされることを確保するため「特定事業者」（「特定事業」をしようとする者）に対し、経済産業大臣が「勧告」や「変更命令」などを行うことができることとなっています。

別紙

【様式・参考資料編】

地域脱炭素化促進事業計画等に係る認定協議書

○年○月○日

〇〇市町村長 殿

申請者

住所

氏名

(法人の場合には、名称及び代表者の氏名
及び主たる事務所の所在地)

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第22条の2第1項の規定に基づき、別紙の計画について認定を申請したいので、協議します。（※1）

再生可能エネルギー地域共生促進税条例（令和5年宮城県条例第●●号）第3条第6号の規定により、認定を申請したいので、協議します。（※2）

【解説】

- ・ この協議書は、温対法第22条の2に基づき地域脱炭素化促進事業の認定を受けようとする者、又は再生可能エネルギー地域共生促進税条例第3条第6号に基づき「準ずる事業」の認定を受けようとする者が、当該事業を実施する予定の市町村に提出するものです。
- ・ 温対法に基づく地域脱炭素化促進事業として認定を受けたい場合は※1を記載して下さい。
- ・ 再エネ地域共生促進税条例に基づき、「準ずる事業」の認定を受けたい場合は、※2を記載して下さい。
- ・ 本協議書には、地域脱炭素化促進事業としての認定を協議する場合・準ずる事業としての認定を協議する場合のいずれも、「別紙 [地域脱炭素化促進事業等計画書兼認定判断シート](#)」及び「[\(別表\) 環境保全に係る基準への適合状況確認表](#)」を添付して下さい。
- ・ また、申請者欄には、促進事業等を実施する全ての者を記載して下さい。

地域脱炭素化促進事業計画等に係る認定協議書（変更）

○年○月○日

○市町村長 殿

申請者
住所
氏名

令和○年○月○日付地域脱炭素化促進事業計画等に係る認定協議書で協議した別紙の計画について、その内容を変更しましたので、改めて協議します。

【解説】

- ・ この協議書は、様式第1を提出した事業者が、協議会での議論や説明会での意見等を踏まえ、計画の内容を修正する場合に、市町村に対し提出するものです。
- ・ 本協議書には、「[別紙 地域脱炭素化促進事業等計画書兼認定判断シート](#)」及び「[\(別表\) 環境保全に係る基準への適合状況確認表](#)」を添付してください。

別紙 地域脱炭素化促進事業等計画書兼認定判断シート

【事業計画の基本情報】

1 申請者

氏名又は名称	
住所 (法人の場合主たる 事務所の所在地)	
代表者の氏名 (法人の場合)	

2 地域脱炭素化促進事業等の目標（温室効果ガスの排出削減量に関する目標を含む）

--

3 地域脱炭素化促進事業等の実施期間

--

4 地域脱炭素化促進施設等の種類、規模、その他の整備の内容

--

5 施設整備の場所（別表「環境保全に係る基準への適合状況確認表」も併せて作成）

--

6 事業資金の金額及びその調達先等

--

【認定に係る要件と取組の内容】

1 地域脱炭素化促進施設等の整備と一体的に行う地域の脱炭素化のための取組の内容

地域の課題等	左記を踏まえた取組の内容
上記事項に関する協議会の評価（※）	
適否の判断（※）	

2 地域脱炭素化促進施設等の整備と併せて実施する取組に関する事項の内容

(1) 地域の環境の保全のための取組の内容

	現状	施設の設置により予想される影響	その対策（案）
住環境（騒音、振動等（工事期間を含む）・電施設の影、反射光等			
自然環境・動植物			
景観・文化財等			

災害（過去の発生状況）等			
その他森林が果たしている機能（上記以外）			
その他（地域課題（環境面）の改善を図る取組、新たな環境価値の創出を伴う取組等）			
上記事項に関する協議会の評価（※）			
適否の判断（※）			

（２）地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組の内容

地域の課題等	左記を踏まえた取組の内容
上記事項に関する協議会の評価（※）	
適否の判断（※）	

3 廃棄物・発生土の処理等に係る考え方

上記事項に関する協議会の評価（※）
適否の判断（※）

4 事業終了後の対応

上記事項に関する協議会の評価（※）
適否の判断（※）

5 地方公共団体実行計画等への適合状況

上記事項に関する協議会の評価（※）
適否の判断（※）

6 促進事業等の円滑かつ確実な実施

① 事業者が、地域脱炭素化促進施設等を設置する土地について、土地を利用する権利（所有権等）を有するか、又はこれを確実に取得することができるかと認められるか
② 再エネ発電施設をいわゆる電力系統に連携する場合（一般送配電事業者などの電気事業者が維持・運用する電線路と接続する場合は、当該接続について電気事業者の同意を得ているか
③ 地域脱炭素化促進事業等を円滑かつ確実に実施するために必要な関係法令（条例を含む。）の規定を遵守するものであるか （「9 関係法令に規定する認可基準等への適合状況等」に同じ）
上記事項に関する協議会の評価（※）
適否の判断（※）

7 関係法令に規定する認可基準等への適合状況等

① 地域脱炭素化促進施設等を適切に保守点検し、及び維持管理するため、柵又は塀の設置その他の必要な体制を整備し、実施する計画となっているか									
② 認定の申請に係る地域脱炭素化促進施設等には、その外部から見やすいように、地域脱炭素化促進事業等を行おうとする者の氏名又は名称その他の事項について記載した標識を掲げる計画となっているか									
③ 認定の申請に係る地域脱炭素化促進事業等を営むに当たって、関係法令の規定を遵守する計画となっているか									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">関係法令・必要な許認可等</th> <th style="width: 33%;">許認可の見込み等の説明</th> <th style="width: 33%;">所管機関部署担当者等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 20px;"> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td style="height: 20px;"> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	関係法令・必要な許認可等	許認可の見込み等の説明	所管機関部署担当者等						
関係法令・必要な許認可等	許認可の見込み等の説明	所管機関部署担当者等							

上記事項に関する協議会の評価（※）

適否の判断（※）

8 地域の合意形成等の状況

○地域住民の意見等

上記事項に関する協議会の評価（※）

適否の判断（※）

9 総合判定（※）

適否の判断

その理由等

(別表) 環境保全に係る基準への適合状況確認表

(1) 国が定める環境保全に係る基準(促進区域設定に係る環境省令)への適合状況等

基準	適合状況等
①促進区域に含めない区域 https://www2.env.go.jp/eiadb/ebidbs/ 等で確認可能	
(ア) 原生自然環境保全地域、自然環境保全地域(県内該当なし)	
(イ) 国立公園、国定公園の特別保護地区、海域公園地区、第一種特別地域	
(ウ) 国指定鳥獣保護区の特別保護地	
(エ) 生息地等保護区の管理地区(県内該当なし)	
②環境の保全に係る支障を及ぼすおそれがないと認められることが必要な事項	
(オ) 国内希少野生動植物種の生息・生育への支障	
(カ) 騒音その他生活への支障	

(2) 都道府県基準※

※「準ずる事業」として認定を受けたい場合は、適合状況等の欄にはその対応状況・方針等について記載すること。

基準	適合状況等
①促進区域に含めない区域 https://www2.env.go.jp/eiadb/ebidbs/ 等で確認可能	
(ア) 国立公園・国定公園・県立公園の特別地域	
(イ) 砂防指定地	
(ウ) 地すべり防止地区	
(エ) 急傾斜地崩壊危険区域	
(オ) 土砂災害特別警戒区域	
(カ) 保安林	
(キ) 県指定鳥獣保護区の特別保護地区	

(ク) 自然環境保全地域の特別地区	
(ケ) 水道水源特定保全地域	

(3) その他市町村が考慮すべき事項

基準	考慮の内容
①環境保全の観点から考慮することが望ましい事項	
①-1 世界自然遺産（県内なし）	
①-2 ラムサール条約湿地	
①-3 国指定鳥獣保護区	
①-4 レッドリスト掲載種	
①-5 生物多様性保全上重要な里山地区（重要里地里山）	
①-6 生物多様性の観点から重要度の高い湿地（重要湿地）	
①-7 生物多様性の観点から重要度の高い海域（重要海域）	
①-8 自然再生の対象となる区域	
①-9 保護林、緑の回廊（国有林野）	
①-10 史跡、名勝、天然記念物及び重要文化的景観（文化財保護法）	
①-11 風致地区（都市計画法）	
①-12 特別緑地保全地区（都市緑地法）	
①-13 歴史的風土特別保存地区（古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法）（県内なし）	
①-14 近郊緑地特別保全地区（首都圏近郊緑地保全法・近畿圏の保全区域の整備に関する法律）（県内なし）	

①-15 環境保全の観点から配慮することが望ましい事項を示す 都道府県独自制度（条例等）	
② 社会的配慮の観点から考慮することが望ましい事項	
②-1 河川区域（河川法）	
②-2 土砂災害警戒区域等（土砂災害防止法）	
②-3 保安林のうち航行目標保安林（森林法）	
②-4 保安林予定森林等（森林法）	
②-5 世界文化遺産（世界遺産条約）（県内なし）	
②-6 優良農地（農地法、農業振興地域の整備に関する法律、農山 漁村再エネ法）	
②-7 港湾（港湾法）	
②-8 航空施設（航空法）	
②-9 気象レーダー	
②-10 防衛施設	
②-11 文化財＜史跡、名勝、天然記念物及び重要文化的景観以外 のもの＞（文化財保護法）	

【記入要領】

I 全体について

- ・ この「別紙 地域脱炭素化促進事業等計画書兼認定判断シート」は、「[様式第1 地域脱炭素化促進事業計画等に係る認定協議書](#)」又は「[様式第2 地域脱炭素化促進事業計画等に係る認定協議書（変更）](#)」に添付するものです。
- ・ 図面、写真、グラフなどの資料を添付し、住民等にも理解しやすい内容とすること。
- ・ （※）のついている欄（上記事項に関する協議会の評価、適否の判断、16 総合判定）には、何も記入しないこと。
- ・ 各項目の基準等詳細については、環境省マニュアルを併せて参照すること。

II 各項目について

1 申請者

- ・ 「地域脱炭素化促進事業計画等に係る認定協議書」と同じ者とすること。

2 地域脱炭素化促進事業等の目標（温室効果ガスの排出削減量に関する目標を含む）

- ・ 事業による温室効果ガス排出量の削減見込量等を記述すること。
- ・ 本計画書を提出する市町村において地方公共団体実行計画を策定している場合は、当該計画に定める目標等の達成への寄与や整合性についても併せて記述すること。

3 地域脱炭素化促進事業等の実施期間

- ・ 施設の整備を行う期間、施設の稼働期間などの計画を記述すること。

4 地域脱炭素化促進施設等の種類、規模、その他の整備の内容

- ・ 施設の種類。出力、年間初電力量、建築面積等について記述すること。
- ・ 図等を用いて、住民等がその規模などをイメージしやすいものとなるよう配慮すること。

5 施設整備の場所

- ・ 本様式には、大まかな場所の地番等を記述するとともに、別途地図等を作成し、住民等がその場所などをイメージしやすいものとなるよう配慮すること。

6 事業資金の金額及びその調達先等

- ・ 事業に必要な資金及びその調達に係る計画について、本欄（もしくは別途資料を添付）に可能な限り詳細に記述すること。
- ・ その際、住民等が理解しやすい内容となるよう配慮すること。
- ・ 売電等による収入見込みについても記述すること。

7 促進施設等の整備と一体的に行う地域の脱炭素化のための取組の内容

- ・ 市町村、事業に関係する自治会、地域の産業団体、関係者・関係機関等からの地域の課題・要望等を踏まえて記述すること。

8 地域脱炭素化促進施設等の整備と併せて実施する取組に関する事項の内容

（1）地域の環境の保全のための取組の内容

- ・ 必要な踏査の実施や調査結果を踏まえた事業計画の決定等**以外の**、環境保全の見地から地域で課題となっている事項について環境の改善を図る取り組み等があれば記述すること。
- ・ 市町村、事業に関係する自治会、地域の産業団体、関係者・関係機関等からの地域の課題・要望等を踏まえて記述すること。

（2）地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組の内容

- ・ 市町村、事業に関係する自治会、地域の産業団体、関係者・関係機関等からの地域の課題・要望等を踏まえて記述すること。

9 地域脱炭素化促進施設等周辺の現状及び設置等に伴う影響と対策等

- ・ 環境影響評価対象事業について、本欄には概要を記述し、「配慮書」等を別添資料とすることも可能とする。
- ・ 環境影響評価等を通じ、詳細な調査等が行われる事項についても、既存のデータ等を用いるなどし、可能な範囲で記述すること。
- ・ 本欄に記述する事項の他、関連する「地域の環境保全のための取組の参考となるガイドライン」（環境省マニュアル3-7、表3-10）への適合状況を示す書類等を必要に応じて添付すること。

10 廃棄物・発生土の処理等に係る考え方

- ・ 施設の建設に伴って発生する見込みの廃棄物や発生土等について、その量や処理方法などについて、記述すること。

11 事業終了後の対応

- ・ 現状復旧等、事業終了後の計画について記述すること。
- ・ 上記の対応を行う際に必要となる必要の概算と、その調達方法等についても記述すること。

12 地方公共団体実行計画等への適合状況

- ・ 地方公共団体実行計画が策定されている市町村にあっては、当該計画の該当部分を抜粋するなどし、適合状況等を記述すること。
- ・ 策定されていない場合は、市町村が定めている関連する既存の計画への適合状況等について記述すること

13 地域脱炭素化促進事業等の円滑かつ確実な実施

- ①事業者が、地域脱炭素化促進施設等を設置する土地について、土地を利用する権利（所有権等）を有するか、又はこれを確実に取得することができるかと認められるか。
 - ・ 本計画書作成時点での、事業に必要な土地の取得の見込みなどについて記述すること。
- ②再エネ発電施設をいわゆる電力系統に連携する場合（一般送配電事業者などの電気事業者が維持・運用する電線路と接続する場合は、当該接続について電気事業者の同意を得ているか。
 - ・ 本計画書作成時点での、電力系統連系に係る一般送配電事業者との協議の状況等について記述すること。

14 関係法令に規定する認可基準等への適合状況等

- ①地域脱炭素化促進施設等を適切に保守点検し、維持管理するため、柵又は塀の設置その他の必要な体制を整備し、実施する計画となっているか
- ②認定の申請に係る地域脱炭素化促進施設等には、その外部から見やすいように、地域脱炭素化促進事業等を行おうとする者の氏名又は名称その他の事項について記載した標識を掲げる計画となっているか
 - ・ 本計画書作成時点での、保守点検及び維持管理等に係る取り組み内容等について記述すること。
- ③認定の申請に係る地域脱炭素化促進事業等を営むに当たって、関係法令の規定を遵守する計画となっているか
 - ・ 本計画書作成時点での、関係法令・必要な許認可等について列記するとともに、許認可の見直し等について記述すること

15 地域の合意形成の状況

- ・ 本計画書作成にあたって行った、市町村、事業に関係する自治会、地域の産業団体、関係者・関係機関等からの意見聴取の際における、事業実施に係る意見等について記述すること。

別紙 地域脱炭素化促進事業等計画書兼認定判断シート（事業者記入例）

【事業計画の基本情報】

1 申請者

氏名又は名称	株式会社〇〇〇〇〇
住所 (法人の場合主たる事務所の所在地)	東京都〇〇区〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
代表者の氏名 (法人の場合)	〇〇 〇〇

2 地域脱炭素化促進事業等の目標（温室効果ガスの排出削減量に関する目標を含む）

地域脱炭素化促進事業等による温室効果ガスの排出の量の削減見込量・・・〇〇〇〇t-CO₂
地域脱炭素化促進事業等による温室効果ガスの吸収の量の見込量・・・〇〇〇〇t-CO₂
地域脱炭素化促進事業等に係る目標

3 地域脱炭素化促進事業等の実施期間

令和〇年〇月から令和〇〇年〇月まで

4 地域脱炭素化促進施設等の種類、規模、その他の整備の内容

太陽光発電(発電出力:〇〇,〇〇〇kW/太陽光パネルの合計出力:〇〇,〇〇〇kW)
その他:〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

5 施設整備の場所（別表「環境保全に係る基準への適合状況確認表」も併せて作成）

宮城県〇〇市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

6 事業資金の金額及びその調達先等

〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円
〇〇〇〇より調達

【認定に係る要件と取組の内容】

1 促進施設等の整備と一体的に行う地域の脱炭素化のための取組の内容

<p>地域の課題等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の森林について、CO2の吸収源となるよう間伐などの維持管理を行えるようにしてほしい。 ・ 地元の小中学生に対して、再エネも含めた環境学習の機会を提供してほしい 	<p>左記を踏まえた取組の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ○○○○○○を○○○○○○○するため○○○○○○○○○○○する。 ・ ○○○○○○○○○○に対し○○○に○○○○○○○○○○○する。 ・ ○○○○…
<p>上記事項に関する協議会の評価（※）</p>	
<p>適否の判断（※）</p>	

2 地域脱炭素化促進施設等の整備と併せて実施する取組に関する事項の内容

(1) 地域の環境の保全のための取組の内容

	現状	施設の設置により予想される影響	その対策（案）
<p>住環境（騒音、振動等（工事期間を含む） 電施設の影、反射光等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の計画地付近○○m以内には、民家はない。 ・ 工事車両の通行が想定される道路が通学路になっている。 ・ ○○○○… 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設から民家までの距離が離れているため、工事期間も含め、騒音は特に問題にならないと考えられる。 ・ 工事期間中に重機運搬など最大1日○○台程度の車両の通過が予想される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 左記のとおり騒音は特に問題とならないものと考え、工事期間中も含め、継続的にモニタリングを行う。 ・ 夜間や小中学校の通学時間帯の工事関係車両の通行自粛を行うとともに、住民からの苦情等があった場合は迅速に対応できる体制を確保する。
<p>自然環境・動植物</p>	<p>※地域の環境の保全のための取組の内容に記載のとおり</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 	<ul style="list-style-type: none"> ・
<p>景観・文化財等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町内には指定文化財（重要文化財）○○神社がある。 ・ ○○○○… 	<p>左記神社は、山林に囲まれているため、参拝客からは再エネ施設は見えない。</p>	<p>特になし</p>

災害（過去の発生状況）等	直近では、平成〇年の〇〇台風の際に、町内の一部で土砂崩れが発生し、〇棟が被害を受けるとともに、町内の流れる〇〇川が氾濫し、一部床上浸水の被害が発生している。	再エネ施設の設置に伴う森林伐採等により、何の対策も行わなければ、大雨時(〇〇mm/h以上)の際は、〇〇川に流入する流量が増加し、〇〇mm水位を上昇させる危険性がある。	国が定める基準を上回る容量を有する防災調整池の設置等により、〇〇年に一度の大雨時にも災害発生リスクを上昇させない対策を行う。(詳細は別添「防災対策工事の概要」参照)
その他森林が果たしている機能（上記以外)	町内の一部の地区で井戸水を利用している。	井戸水を利用している地区は、施設の計画地から約〇〇km離れており、伐採を行うエリアは水源とはなっていないと考えられる。	地下水の流域は不明確な部分もあることから、継続的にモニタリング調査を行う。
その他（地域課題（環境面）の改善を図る取組、新たな環境価値の創出を伴う取組等）	<ul style="list-style-type: none"> ・ ○○○○… ・ ○○○○… 		
上記事項に関する協議会の評価（※）			
適否の判断（※）			

(2) 地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組の内容

地域の課題等	左記を踏まえた取組の内容
<ul style="list-style-type: none"> ・ 人口が減少しており、就労の場を確保し、若者人口を増やす必要がある。 ・ 〇〇温泉への宿泊客等が減少しており交流人口を増やす必要がある。 ・ 林業は他地域との競争が激化しており、効率的に事業を行えるよう林道等を整備する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ○○○○… ・ ○○○○…
上記事項に関する協議会の評価（※）	
適否の判断（※）	

3 廃棄物・発生土の処理等に係る考え方

- ・ 建設時に発生する廃棄物、発生土については、町外の処分施設に持ち込み、適切に処理するものとする。(詳細は別添「廃棄物・発生土処理計画書」参照)

上記事項に関する協議会の評価 (※)

適否の判断 (※)

4 事業終了後の対応

- ・ FIP 買取期間終了後も、施設をリブレースし、最低40年間は事業を継続する。
- ・ 事業終了時は、速やかに施設を撤去し、植林等を行い、森林として復旧する。
- ・ 当該撤去・復旧に要する費用に充てるため、毎年度収入金の〇%を積み立てるものとする。

上記事項に関する協議会の評価 (※)

適否の判断 (※)

5 地方公共団体実行計画等への適合状況

〇〇町は、地球温暖化対策推進法に定める地方公共団体実行計画(区域施策編)をまだ策定していないが、本事業計画が同法に定める地域脱炭素化促進事業に認定されることとなった場合は、今後策定予定の地方公共団体実行計画が本事業計画と整合性が図れる内容となるよう配慮されることで、町と合意している。

上記事項に関する協議会の評価 (※)

適否の判断 (※)

6 地域脱炭素化促進事業等の円滑かつ確実な実施

<p>① 事業者が、地域脱炭素化促進施設等を設置する土地について、土地を利用する権利（所有権等）を有するか、又はこれを確実に取得することができるか認められるか</p> <p>・ 土地の権利は未取得であるが、地権者とは、事業実施が可能となれば、賃貸借契約を締結する旨で覚書を結んでいる。</p>
<p>② 再エネ発電施設をいわゆる電力系統に連携する場合（一般送配電事業者などの電気事業者が維持・運用する電線路と接続する場合は、当該接続について電気事業者の同意を得ているか</p> <p>・ 接続について同意が得られる見込みであることについて、一般送電事業者を確認済みである。</p>
<p>③ 地域脱炭素化促進事業等を円滑かつ確実に実施するために必要な関係法令（条例を含む。）の規定を遵守するものであるか</p> <p>（「9 関係法令に規定する認可基準等への適合状況等」に同じ）</p>
<p>上記事項に関する協議会の評価（※）</p>
<p>適否の判断（※）</p>

7 関係法令に規定する認可基準等への適合状況等

<p>① 地域脱炭素化促進施設等を適切に保守点検し、及び維持管理するため、柵又は塀の設置その他の必要な体制を整備し、実施する計画となっているか</p> <p>・別添「〇〇施設維持管理計画」に基づき、適切に維持管理を行う予定である。</p>									
<p>② 認定の申請に係る地域脱炭素化促進施設等には、その外部から見やすいように、地域脱炭素化促進事業等を行おうとする者の氏名又は名称その他の事項について記載した標識を掲げる計画となっているか</p> <p>・別添「〇〇施設維持管理計画」に基づき、適切に維持管理を行う予定である。</p>									
<p>③ 認定の申請に係る地域脱炭素化促進事業等を営むに当たって、関係法令の規定を遵守する計画となっているか</p>									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">関係法令・必要な許認可等</th> <th style="width: 33%;">許認可の見込み等の説明</th> <th style="width: 33%;">所管機関部署担当者等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 20px;"> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td style="height: 20px;"> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	関係法令・必要な許認可等	許認可の見込み等の説明	所管機関部署担当者等						
関係法令・必要な許認可等	許認可の見込み等の説明	所管機関部署担当者等							

上記事項に関する協議会の評価（※）		
適否の判断（※）		

8 地域の合意形成の状況

<p>○地域住民の意見等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ○○○○地区の住民からは○○○○という意見が寄せられており、○○○○○○○○○するよう対応予定。 ・ ○○○○市産業団体からは○○○○○○○○○という意見が寄せられており、○○○○○○○○○するよう対応予定。 ・ ○○○○○○○○という意見が寄せられており、○○○○○○○○○するよう対応予定。 ・ ○○○○…
上記事項に関する協議会の評価（※）
適否の判断（※）

9 総合判定（※）

<p>適否の判断</p> <p>その理由等</p>

○年○月○日

○○○○○宛

発 信 者 名

地域脱炭素化促進事業計画等に係る認定協議について（回答）

○年○月○日付けで協議（があり、○年○月○日付けで変更協議）のありましたこのことについて

は、 { 下記 } のとおりです。
別紙

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地域脱炭素化促進事業計画の認定等に関する省令（令和4年農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第一号）第3条第1項の規定に基づき、地域脱炭素化促進事業計画に係る認定申請書を提出願います。

（記）

【解説】

- ・ この回答書は、**地域脱炭素化促進事業としての認定を受けたい事業者から、様式第1「地域脱炭素化促進事業計画等に係る認定協議書」**の提出を受けた市町村が、本ガイドラインの規定を踏まえ、協議会に諮るなどにより適切に協議書の内容を確認した上で、協議のあった事業者あてに送付するものです。
- ・ 地域脱炭素化促進事業として認めてよいと判断する場合には、認定申請書の提出に関する括弧内の文章を付記します。
- ・ また、回答書には下記又は別紙として、協議会としての協議結果（認定判断シート等）を記載又は添付します。
- ・ なお、この後の手続きとして**令和4年農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第一号）第3条第1項に定める別記様式第1**の提出を受けるにあたっては、事前に、当該事業を行いたい区域を、促進区域として設定する必要があり、場合により地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定又は改定が必要となります（**4（2）⑬地方公共団体実行計画の策定・改定**）ので、提出の時期については事業者と別途調整する必要があります。

○年○月○日

○○○○○宛

発 信 者 名

地域脱炭素化促進事業計画等に係る認定協議について（回答）

○年○月○日付けで協議（があり、○年○月○日付けで変更協議）のありましたこのことについては、

{ { 下記 } } のとおり承認します。（※1）
{ { 別紙 } }
{ { 下記 } } の条件を付けて承認します。（※2）
{ { 別紙 } }
{ { 下記 } } のとおりです。（※3）
{ { 別紙 } }

（記）

【解説】

- ・ この回答書は、「準ずる事業」としての認定を受けたい事業者から、様式第1「地域脱炭素化促進事業計画等に係る認定協議書」の提出を受けた市町村が、本ガイドラインの規定を踏まえ、協議会に諮るなどにより適切に協議書の内容を確認した上で、協議のあった事業者あてに送付するものです。
- ・ ※1は、「準ずる事業」として認めてよいと判断する場合の回答です。
- ・ ※2は、条件を付した上で、「準ずる事業」として認めてよいと判断する場合の回答です。
例：環境影響評価制度の対象となる再エネ事業に対し、「環境影響評価手続き終了後に、変更後の事業計画で再度認定を受けること」などの条件を付す場合等
- ・ ※3は、「準ずる事業」として認められないと判断した場合の回答です。
- ・ なお、回答書には下記又は別紙として、協議会としての協議結果（認定判断シート等）を記載又は添付します。

地域脱炭素化促進事業計画に係る認定申請書

○年○月○日

○市町村長 殿

申請者
住所
氏名

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第22条の2第1項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので、申請します。

【解説】

- ・ この申請書は、令和4年農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第1号第3条第1項で定められた様式です。
- ・ **地域脱炭素化促進事業としての認定を受けたい事業者が、市町村に対し協議し（様式第1「地域脱炭素化促進事業等に係る認定協議書」、様式第2「地域脱炭素化促進事業等に係る認定協議書（変更）」、市町村からの回答（様式第3「地域脱炭素化促進事業計画等に係る認定協議について（回答）」）があった後に提出するものです。**
- ・ 事業者は、事業を行う予定の区域が、促進区域として設定されていることを前提として、本申請書を提出します。

地域脱炭素化促進事業計画に係る認定書

○年○月○日

(申請者あて)

(市町村長名)

○年○月○日付で申請のありましたこのことについては、

認定します。(※1)

{ 下記 } の条件を付けて認定します。(※2)
別紙

【解説】

- ・ この認定書は、地域脱炭素化促進事業としての認定を受けたい事業者から、令和4年農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第1号第3条第1項に定める別記様式第1「地域脱炭素化促進事業計画に係る認定申請書」の提出を受けた市町村が、申請のあった事業者あてに送付するものです。
- ・ ※1又は※2のいずれかにて認定について通知します。
- ・ ※2は、条件を付した上で、地域脱炭素化促進事業として認定する場合の回答です。
例：環境影響評価制度の対象となる再エネ事業に対し、「環境影響評価手続き終了後に、変更後の事業計画で再度認定を受けること」などの条件を付す場合等

様式第 6

再生可能エネルギー発電事業計画に係る認定について（申請）

○年○月○日

宮城県知事 殿

申請者
住所
氏名

再生可能エネルギー地域共生促進税条例（令和 5 年宮城県条例第●●号）第 3 条第 6 号の規定により、認定を受けたいので、申請します。

【解説】

- ・ この申請書は、「準ずる事業」としての認定を受けたい事業者が、市町村に対し様式第 1 「地域脱炭素化促進事業計画等に係る認定協議書」等により協議し、市町村から、準ずる事業として認めるという回答（様式第 4 「地域脱炭素化促進事業計画等に係る認定協議について（回答）」）があった後に、県に対して提出するものです。
- ・ 本申請書へは、添付書類として、市町村長から発出された様式第 4 「地域脱炭素化促進事業計画等に係る認定協議について（回答）」（回答書への添付書類として、「地域脱炭素化促進事業等計画書兼認定判断シート」を含む）を添付します。

再生可能エネルギー発電事業計画認定書

○年○月○日

(申請者あて)

宮城県知事 ○ ○ ○ ○

○年○月○日付けで申請のありましたこのことについては、認定します。

【解説】

- ・ この認定書は、「準ずる事業」としての認定を受けたい事業者から、様式第6「地域脱炭素化促進事業等に係る認定申請書」等の提出を受けた市町村が、申請のあった事業者あてに送付するものです。
- ・ ※1又は※2のいずれかにて認定について通知します。
- ・ ※2は、条件を付した上で、地域脱炭素化促進事業として認定する場合の回答です。
例：環境影響評価制度の対象となる再エネ事業に対し、「環境影響評価手続き終了後に、変更後の事業計画で再度認定を受けること」などの条件を付す場合等

市町村担当部署一覧

No.	所属	課名	担当分野	連絡先
1	仙台市			
2	石巻市			
3	塩竈市			
4	気仙沼市			
5	白石市			
6	名取市			
7	角田市			
8	多賀城市			
9	岩沼市			
10	登米市			
11	栗原市			
12	東松島市			
13	大崎市			
14	富谷市			
15	蔵王町			
16	七ヶ宿町			
17	大河原町			
18	村田町			
19	柴田町			
20	川崎町			
21	丸森町			
22	亘理町			
23	山元町			
24	松島町			
25	七ヶ浜町			
26	利府町			
27	大和町			
28	大郷町			
29	大衡村			
30	色麻町			
31	加美町			
32	涌谷町			
33	美里町			
34	女川町			
35	南三陸町			

イメージ

協議会構成員（有識者）候補者名簿

分野	所属・役職等	氏名	連絡先
社会学・地域共生等	〇〇大学大学院	〇〇 〇〇	
再エネ	〇〇大学名誉教授	〇〇 〇〇	
再エネ	〇〇大学大学院〇〇研究科教授	〇〇 〇〇	
自然環境	〇〇大学大学院〇〇研究科教授	〇〇 〇〇	

※あくまで参考として示すものです。なお、候補者には、名簿への掲載について、了解を得ています。
 ※市町村からの求めに応じて市町村に提供します。

協議会規約例

〇〇地域協議会規約（例）

令和〇年〇月〇日制定

第1章 総則

（名称）

第1条 この協議会は、〇〇協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（事務所）

第2条 協議会の事務所は、〇県〇市〇（〇庁舎内〇階）に置く。

（目的）

第3条 協議会は、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号 次条第1号において「法」という。）第22条第1項の規定に基づき、同法第21条第1項に規定する温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）の作成及びその実施に関し必要な事項について協議を行うため設置する。

（協議）

第4条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を協議する。

- 一 法第21条第2項から第5項に規定する地方公共団体実行計画の記載事項の内容
- 二 同第5項第4号及び第5号に規定する事項に関する協議会の構成員の役割分担
- 三 再生可能エネルギー発電設備の撤去時における撤去費用の負担及びその確保の方法、土地等の原状回復の方法その他再生可能エネルギー発電設備の撤去及び原状回復に関する事項
- 四 前各号に掲げるもののほか、地方公共団体実行計画の作成及び変更並びに地方公共団体実行計画の実施に関すること

2 前項各号に掲げるもののほか、次の各号に掲げる事項を協議することができる。

- 一 災害時における病院、学校等公共施設への電力の優先供給等再生可能エネルギーの活用方法
- 二 地域の再生可能エネルギーファンドへの出資、地元企業による発電設備の設置工事やメンテナンスの請負等再生可能エネルギー発電事業への農林漁業者等、地域住民、地元の施工業者等の参加
- 三 小水力発電における農業用水の利用に関する調整等再生可能エネルギー発電事業に関する権利調整
- 四 その他必要と認められる事項

第2章 構成員等

（協議会の構成員）

第5条 協議会は、別表1に掲げる委員をもって構成する。ただし、会長が必要と認めるときは、別表1に掲げる委員以外の新たな委員を任命することができる。

（届出）

第6条 構成員は、その氏名又は住所（構成員が団体の場合には、その名称、所在地又は代表者の氏名）に変更があったときは、遅滞なく協議会にその旨を届け出なければならない。

第3章 役員等

(役員の数及び選任)

第7条 協議会に次の役員を置く。

- 一 会長 1名
- 二 副会長 〇名
- (三 監事 〇名)

2 前項の役員は、第5条の構成員の中から協議会の会議において選任する。

3 会長、副会長(及び監事)は、相互に兼ねることはできない。

(役員職務)

第8条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときは、その職務を行う。

(3 監事は、協議会の会計を監査する。また監事は、監査を行ったときは、その結果を協議会に報告しなければならない。)

(役員任期)

第9条 役員任期は、〇年とし、再任を妨げないものとする。

2 補欠又は増員による任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(任期満了又は辞任の場合)

第10条 役員は、その任期が満了し、又は辞任により退任しても、後任の役員が就任するまでの間は、なおその職務を行うものとする。

(役員解任)

第11条 協議会は、役員が次の各号のいずれかに該当するときは、会議の承認を経て、その役員を解任することができる。この場合において、協議会は、その会議の開催の日の〇日前までに、その役員に対し、その旨を書面をもって通知し、かつ、承認の前に弁明する機会を与えるものとする。

- 一 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
- 二 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない非行があったとき

第4章 会議

(会議招集)

第12条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会長は、構成員の〇分の一以上の者から会議の請求があるときは、会議を招集しなければならない。

3 会長は、会議を招集するときは、会議の開催場所及び日時並びに会議に付すべき事項をあらかじめ構成員に通知しなければならない。

(会議運営)

第13条 会議は、構成員現在数の過半数の出席がなければ開くことができない。

- 2 構成員は、都合により会議を欠席する場合、あらかじめ会長に代理の者を報告することにより、代理の者を出席させることができる。
- 3 会議の議事は原則として出席者全員の合意形成が図られることをもって決するものとする。
- 4 出席者全員の合意形成が図ることが困難であると会長が判断する場合は、前項に関わらず、別表2に定める「協議すべき認定要件等」ごとに「決議において意見を尊重すべき構成員」の列の構成員の意見を尊重して決するものとする。
- 5 協議会は、構成員のほか、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

(議事録)

第14条 会議の議事については、議事録を作成しなければならない。

2 議事録は、少なくとも次の各号に掲げる事項を記載する。

一 開催日時及び開催場所

二 構成員の現在数、当該会議に出席した構成員数及び当該会議に出席した構成員の氏名

三 議案

四 議事の経過の概要及びその結果

3 議事録は、第2条の事務所に備え付けておかなければならない。

4 議事録は原則として公表することとし、事務局で閲覧させるとともにホームページに掲示することによりこれを行う。ただし、個人情報、法人その他の団体や個人の営業に関する情報等であって、公表された場合、特定の者に不利益が生ずるおそれがあるものは非公表とするものとする。

(協議結果の尊重義務)

第15条 会議において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議結果を尊重しなければならない

第5章 事務局

(事務局)

第16条 総会の決定に基づき協議会の業務を執行するため、事務局を置く。

2 協議会は、業務の適正な執行のため、事務局長を置く。

3 事務局長は、会長が任命する。

4 協議会の庶務は、事務局長が総括し、及び処理する。

(書類及び帳簿の備付け)

第17条 協議会は、第2条の事務所に次の各号に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

一 協議会規約及び前条各号に掲げる規定

二 役員等の氏名及び住所を記載した書面

三 収入及び支出に関する証拠書類及び帳簿

四 その他前条各号に掲げる規定に基づく書類及び帳簿

第7章 協議会規約の変更、協議会が解散した場合の措置等

(規約の変更等)

第19条 この規約を変更する場合には、会議において出席者の承認を経るものとする。

2 基本計画の一部変更等に伴い、構成員を除名し規約変更する場合は、第11条に準じ、会議の承認を必要とする

(協議会の解散)

第20条 協議会を解散する場合は、構成員の〇分の〇以上の同意を得なければならない。

(協議会が解散した場合の措置)

第21条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

第8章 雑則

(細則)

第22条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、令和〇年〇月〇日から施行する

別表 1

協議会の構成員

番号	項目	構成員
①	市町村	担当課長等
②	行政機関	許認可権者（担当者等）
③	地域住民	自治会代表者 住民団体代表者
④	産業団体	森林組合、農協、漁協、観光協会、商工会 等
⑤	有識者	社会学・再エネ・自然環境・景観・土木（災害）・文化を研究する大学教授等
⑥	事業者	再エネ施設設置を計画する事業者（担当者等）
⑦	その他市町村長が必要と認める者	

別表2

協議すべき認定要件と決議において特に意見を尊重すべき構成員

番号	協議すべき認定要件等		決議において特に意見を尊重すべき構成員	認定の適否の協議における評価のポイント		
				促進区域等設定済み	促進区域等未設定	
1	地域脱炭素化促進施設等の整備と一体的に行う地域の脱炭素化のための取組の内容		地域住民 産業団体 (市町村) ※3		地域の実情、地域住民、産業団体の要望等を踏まえた適切な取組の内容となっているか等	
2	地域脱炭素化促進施設等の整備と併せて実施する取組に関する事項の内容	(1)	地域の環境の保全のための取組の内容	地域住民 産業団体 (市町村) ※3	地方公共団体実行計画に定めた取組方針等と整合性が図られているか(環境省マニュアル7-4-1の表7-3に定める基準を満たしているか否か)等	<ul style="list-style-type: none"> 地域の実情、地域住民、産業団体の要望等を踏まえた適切な取組の内容となっているか等 環境省マニュアル3-4-2「国が定める環境保全に係る基準」3-4-3「都道府県基準」3-4-4「その他市町村が考慮すべき事項」に照らして適切な事業計画となっているか 環境省マニュアル3-7の「表3-10地域の環境保全のための取組の参考となるガイドライン類」に照らして適切な事業計画となっているか 配慮書(事業計画概要書)に対する意見等が、適切に事業計画等に反映されているか(環境影響評価対象の場合(環境影響評価条例を含む))
		(2)	地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組の内容	産業団体 (市町村) ※3		地域の実情、産業団体の要望等を踏まえた適切な取組の内容となっているか等
3	廃棄物・発生土の処理等に係る考え方		市町村 行政機関	実施可能なものであり、関係法令等に照らして適正なものであるか等		

番号	協議すべき認定要件等	決議において特に意見を尊重すべき構成員	認定の適否の協議における評価のポイント	
			促進区域等設定済み	促進区域等未設定
4	事業終了後の対応	地域住民	地域の実情・地域住民の要望等を踏まえた適切な取組の内容となっているか等	
5	地方公共団体実行計画等への適合状況	市町村	市町村が定める地方公共団体実行計画等との整合性が図られているか等を協議会で評価の上判断	
6	促進事業等の円滑かつ確実な実施	—	環境省マニュアル 7-4-2 の表 7-4 に定める基準を満たしているか否か等	
7	関係法令に規定する認可基準等への適合状況等	—	環境省マニュアル 7-4-3 の表 7-5 に定める基準を満たしているか否か等	
8	地域の合意形成等の状況	地域住民 産業団体	地域住民、産業団体の意見、説明会の状況等により、総合的に評価の上判断	
9	総合判定	—	—	

※1 有識者は、決議においては「2（1）地域の環境の保全のための取組の内容」等に関して助言等を行うものとする。

※2 事業者は、決議には加わらないものとする。

※3 地域脱炭素化促進施設の整備と併せて実施する取組に関する事項については、市町村が地方公共団体実行計画（区域施策編）を策定済みであり、当該計画の中でそれらの事項に関する方針を定めている場合は、その方針に合致しているか否かを踏まえた上で判断するものとする。この場合は、市町村も「決議において特に意見を尊重すべき構成員」であることとする。

※4 「8 関係法令に規定する認可基準等への適合状況等」については、協議会においては、許可基準に適合するかどうかの判断を行うものではなく、あくまで適合状況等の確認にとどめるものとする。